旅客営業規則

いすみ鉄道株式会社

目次

第１編　総則 **7**

第 1 条　この規則の目的 7
第 2 条　適用範囲 7
第 3 条　用語の意義 7
第 3 条の 2　消費税課税の運賃・料金 7
第 4 条　運賞・料金前払の原則 7
第 5 条　契約の成立時期及び適用規定 7
第 6 条　旅客の運送等の制限又は、停止 8
第 7 条　運行不能の場合の取扱い方 8
第 8 条　営業キロ 8
第 9 条　期間の計算方 8
第 10 条　乗車券等に対する証明 8
第 11 条　旅客等の提出する書類 8

第２編　旅客営業 **9**

第１章　通則 9
第 12 条　乗車券の請入及び所持 9
第 13 条　整理券の発行及び所持 9
第 14 条　整理券の様式 9
第 15 条　営業キロの端数計算方 9
第 16 条　駅員無配置駅の旅客の取扱い方 9
第２章　乗車券の発売 10
第１節　通則 *10*
第 17 条　乗車券の種類 10
第 18 条　乗車券の発売箇所及び発売方法 10
第 19 条　乗車券の発売日 10
第 20 条　乗車券の発売時間 10
第 21 条　特殊割引乗車券の発売 11
第 22 条　乗車後における割引乗車券の発売の制限 11
第 23 条　割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い 11
第 24 条　割引証が無効となる場合及びこれを使用できない場合 11
第２節　普通乗車券の発売 *11*
第 25 条　普通乗車券の発売 11
第 26 条　被救護者割引普通乗車券の発売 12
第 27 条　被救護者割引証 12
第 28 条　身体障害者割引 12

第 28 条の 2　知的障害者割引 12
第 29 条　臨時特殊割引普通乗車券の発売 13
第 3 節　定期乗車券の発売 13
第 30 条　通勤定期乗車券の発売 13
第 31 条　通学定期乗車券の発売 13
第 32 条　定期乗車券の一括発売 14
第 4 節　回数乗車券の発売 14
第 33 条　回数乗車券の発売 14
第 5 節　団体乗車券の発売 14
第 34 条　団体乗車券の発売 14
第 35 条　団体旅客運送の申込 15
第 36 条　団体旅客運送の予約 15
第 37 条　団体旅客申込人員等の変更 15
第 38 条　責任人員 15
第 39 条　団体旅客に対する保証金 15
第 40 条　一部区間不乗の団体乗車券の発売 16
第 3 章　旅客運賃 17
第 1 節　通則 17
第 41 条　旅客運賃の種類 17
第 42 条　旅客運賃計算上の営業キロの計算方 17
第 43 条　旅客の区分及びその旅客運賃 17
第 44 条　小児の旅客運賃 17
第 45 条　割引の旅客運賃 18
第 46 条　旅客運賃の概算収受 18
第 47 条　旅客運賃・料金割引の重複適用の禁止 18
第 2 節　普通旅客運賃 18
第 48 条　片道普通旅客運賃 18
第 49 条　往復乗車の場合の普通旅客運賃 18
第 3 節　定期旅客運賃 18
第 50 条　定期旅客運賃 18
第 51 条　端数となる日数を付加して一括発売する場合の定期旅客運賃 18
第 51 条の 2　端数となる日数を付加して一括発売する場合の通学定期旅客運賃 18
第 4 節　回数旅客運賃 19
第 52 条　回数旅客運賃 19
第 5 節　団体旅客運賃 19
第 53 条　団体旅客運賃 19
第 54 条　団体旅客運賃の計算方 19
第 55 条　実際乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃、料金 19

第６節　急行料金 20
第 55 条の２　急行料金 20
第７節　特殊割引旅客運賃 20
第 56 条　被救護者割引 20
第 57 条　身体障害者割引 20
第 57 条の２　知的障害者割引 20
第 58 条　臨時特殊割引 20
第４章　乗車券の効力 21
第１節　通則 21
第 59 条　乗車券の使用条件 21
第 60 条　効力の特例 21
第 61 条　券面表示事項が不明又は、不備となった乗車券 21
第 62 条　不乗区間に対する取扱い 21
第 63 条　有効期間の起算日 21
第 64 条　乗車券不正使用未遂の場合の取扱い方 21
第２節　乗車券の効力 21
第 65 条　有効期間 21
第 66 条　途中下車 22
第 67 条　回数乗車券の同時使用 22
第 68 条　大人用回数乗車券を小児が使用する場合の特例 22
第 69 条　改氏名の場合の定期乗車券の書替 22
第 70 条　乗車券が前途無効となる場合 22
第 71 条　定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合 23
第 72 条　定期乗車券が無効となる場合 23
第 73 条　回数乗車券の券片等の効力の特例 24
第 74 条　通学定期乗車券の効力 24
第５章　乗車券の様式 25
第１節　通則 25
第 75 条　乗車券の表示事項 25
第 76 条　この章に規定する乗車券の様式の変更又は、補足等 25
第 77 条　字模様の印刷 25
第 78 条　乗車券の駅名等の表示方 26
第 79 条　旅客運賃・料金の割引等に対する表示 26
第２節　乗車券の様式 27
第１款　普通乗車券の様式 27
第 80 条　常備片道乗車券の様式 27
第 81 条　補充乗車券の様式 27
第２款　定期乗車券の様式 27

第 82 条　準常備定期券の様式 27
第 83 条　補充定期乗車券の様式 27
第 3 款　回数乗車券の様式 27
第 84 条　補充回数券の様式 28
第 4 款　団体乗車券の様式 28
第 85 条　団体乗車券の様式 28
第 5 款　特別補充券の様式 28
第 86 条　特別補充券の様式 28
第 6 款　特殊割引乗車券の様式 28
第 87 条　特殊割引乗車券の様式 28
第 6 章　乗車券の改札及び引渡し 29
第 1 節　通則 29
第 88 条　乗車券の改札 29
第 89 条　乗車券の引き渡し 29
第 2 節　乗車券の改札及び引渡し 29
第 90 条　普通乗車券の改札及び引渡し 29
第 91 条　定期乗車券の改札及び引渡し 29
第 92 条　回数乗車券の改札及び引渡し 29
第 93 条　団体乗車券の改札及び引渡し 29
第 7 章　乗車変更等の取扱い 30
第 1 節　通則 30
第 94 条　乗車変更等の取扱い箇所 30
第 95 条　払い戻し請求権行使の期限 30
第 96 条　乗車変更をした乗車券について旅客運賃の収受又は、払い戻しをする場合の既収額 30
第 2 節　乗車変更の取扱い 30
第 1 款　通則 30
第 97 条　乗車変更の種類 30
第 98 条　乗車変更の取扱い範囲 30
第 99 条　割引乗車券を所持する旅客に対する乗車変更の取扱い制度 30
第 100 条　乗車変更の取扱いをした場合の乗車券の有効期間 31
第 2 款　旅行開始前又は、使用開始前の乗車変更の取扱い 31
第 101 条　乗車券変更 31
第 3 款　旅行開始後又は、使用開始後の乗車変更の取扱い 31
第 102 条　区間変更 31
第 103 条　団体乗車券変更 31
第 3 節　旅客の特殊取扱い 32
第 1 款　通則 32
第 104 条　旅客運賃の払い戻しに伴う割引証等の返還 32

第 105 条　乗車変更等の手数料の払い戻し 32
第 106 条　旅客運賃の払い戻しをしない場合 32
第 2 款　乗車券類の無札及び無効 32
第 107 条　乗車券の無札及び不正使用の旅客運賃、増運賃の収受 32
第 108 条　定期乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃、増運賃の収受 33
第 109 条　乗車駅等が不明の場合の旅客運賃、増運賃等の計算方 33
第 3 款　乗車券の紛失 33
第 110 条　乗車券紛失の場合の取扱い方 33
第 111 条　再収受した旅客運賃の払い戻し 33
第 112 条　団体乗車券紛失の場合の取扱い方 34
第 4 款　任意による旅行の取りやめ 34
第 113 条　旅行開始前の普通旅客運賃の払い戻し 34
第 114 条　使用開始前の定期旅客運賃、回数旅客運賃の払い戻し 34
第 115 条　旅行開始前の団体旅客運賃の払い戻し 34
第 116 条　旅行開始後又は、使用開始後の旅客運賃の払い戻し 34
第 117 条　不乗区間に対する旅客運賃の払い戻しをしない場合 34
第 118 条　定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払い戻し 35
第 118 条の 2　回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払い戻し 35
第 119 条　旅行中止による有効期間の延長及び旅客運賃の払い戻し 35
第 120 条　傷い疾病等の場合の証明 36
第 121 条　有効期間の延長及び旅客運賃の払い戻しの特例 36
第 5 款　運行不能及び遅延 36
第 122 条　列車等の運行不能、遅延の場合の取扱い方 36
第 123 条　旅行中止による旅客運賃の払い戻し 37
第 124 条　乗車券の有効期間延長の取扱い方 37
第 125 条　無賃送還の取扱い方 37
第 126 条　旅客運賃の払い戻し駅 37
第 127 条　不通区間の別途旅行の取扱い方 37
第 128 条　運行中止の場合の有効期間の延長又は、旅客運賃の払い戻し 38
第 6 款　誤乗及び誤購入 38
第 129 条　誤乗区間の無賃送還 38
第 130 条　誤乗区間無賃送還の取扱い方 38
第 131 条　乗車券の誤購入の場合の取扱い方 38
第 8 章　入場券 39
第 132 条　入場券の発売 39
第 133 条　入場券の料金 39
第 134 条　入場券の効力 39
第 135 条　入場券の無効となる場合 39

第 136 条　入場券の様式 39
第 137 条　入場券の改札及び引渡し 39
第 138 条　無札入場者 39
第 139 条　入場料金の払い戻し 40
第 9 章　手回り品 41
第 140 条　手回り品及び持込み禁制品 41
第 141 条　無料手回り品 41
第 142 条　有料手回り品及び料金 41
第 143 条　手回り品切符 42
第 144 条　手回り品の保管 42
第 10 章　遺失物の取扱い 43
第 145 条　遺失物の回送 43
別表 44
別表第 1 号　普通旅客運賃　（大人） 44
別表第 1 号　普通旅客運賃　（小人） 45
別表第 1 号　通勤定期旅客運賃　（大人） 46
別表第 1 号　通勤定期旅客運賃　（小人） 47
別表第 1 号　通学定期旅客運賃　（大人） 48
別表第 1 号　通学定期旅客運賃　（小人） 49
別表第 2 号　運輸に関する料金 50
別表第 3 号（第 140 条）　危険品 51
別表第 4 号　急行券取扱い要領 56

第１編　総則

第 １条　この規則の目的
この規則は、いすみ鉄道株式会社（以下「会社」という）の旅客の運送及びこれに付帯する入場券の発売等の事業（以下「旅客の運送等」という）について合理的な取扱い方を定め、もって利用者の利便と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

第 ２条　適用範囲
会社による旅客の運送等については、別に定める場合を除いて、この規則を適用するほか、この規則に定めていない事項については、東日本旅客鉄道株式会社（以下「旅客鉄道会社」）の規則を適用する。
（1）この規則に関連する法令の主なものは、次のとおりである。
　ア　鉄道営業法（明治 33 年法律第 65 号）
　イ　鉄道運輸規程（昭和 17 年鉄道省令第 3 号）
　ウ　鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）
　エ　鉄道事業法施行規則（昭和 62 年運輸省令第6号）

第 ３条　用語の意義
この規則における主な用語の意義は、次のとおりとする。
（1）「社線」とは、いすみ鉄道株式会社の経営する鉄道をいう。
（2）「駅」とは、旅客の取扱いをする停車場をいう。
（3）「列車」とは、旅客の運送を行う列車をいう。
（4）「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。
　　ただし、駅員無配置駅から旅客が乗車する場合はその乗車することをいう。

第 ３条の２　消費税課税の運賃・料金
この規則に規定する運賃・料金については、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の定めによる消費税相当額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の定めによる地方消費税相当額を含んだ額とする。

第 ４条　運賞・料金前払の原則
旅客の運送等の契約の申込を行おうとする場合、旅客等は、現金をもって、所定の運賃・料金を支払うものとする。ただし、会社において特に認めた場合は後払いとすることができる。

第 ５条　契約の成立時期及び適用規定
旅客の運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、旅客等が所定の運賃・料金を支払い乗車券等その契約に関する証票の交付を受けた時に成立する。

第 6 条　旅客の運送等の制限又は、停止

旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため、必要があるときは、次の各号に掲げる制限又は、停止をすることがある。

（1）乗車券及び入場券の発売駅、発売枚数、発売時間、発売方法の制限又は、発売の停止。

（2）乗車区間、乗車方法、入場方法又は、乗車する列車の制限。

（3）手回り品の長さ、容積、重量、個数、品目、持込区間又は、持込の列車の制限。

2　前項の制限又は、停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示する。

第 7 条　運行不能の場合の取扱い方

列車の運行が不能となった場合は、その不通区間着となる旅客若しくはこれを通過しなければならない旅客の取扱いをしない。ただし、運輸上支障のない場合で、かつ、旅客が次の各号に掲げる条件を承諾するときは、その不通区間内着又は、通過となる乗車券を発売することがある。

（1）不通区間については、任意に旅行する。

（2）不通区間に対する旅客運賃の払い戻しの請求をしない。

2　列車の運行が不能となった場合であっても、会社において、自動車等の他の輸送機関を利用又は、その他の方法によって連絡の措置をして、その旨を関係駅に掲示したときは、その不通区間は開通したものとみなして旅客の取扱いをする。

第 8 条　営業キロ

旅客の運送条件をキロメートルをもって定める場合は、別に定める場合を除き、鉄道営業キロ程（以下「営業キロ」という）による。

2　前項の営業キロは、旅客の乗車する発着区間に対する駅間のキロ数による。

第 9 条　期間の計算方

期間の計算をする場合は、その初日は時間の長短にかかわらず、1 日として計算する。

第 10 条　乗車券等に対する証明

会社において乗車券等、旅客の運送等の契約に関する証票に証明を行う場合は、当該証票にその証明事項を記入し、相当の証印を押す。

第 11 条　旅客等の提出する書類

旅客の運送の契約に関して、旅客が会社に提出する書類は墨又は、インキ（ボールペンを含む）をもって記載し、かつ、特に定めるものについては、これに証印を押すものとする。

2　旅客等は前項による書類の一部を訂正した場合は、その訂正箇所に、相当の証印を押すものとする。

3　旅客等から提出を受けた書類及び書類の記載事項は運送等の契約に関してのみ使用する。ただし、当社が別に明示した場合を除く。

第２編　旅客営業

第１章　通則

第 12 条　乗車券の請入及び所持
列車に乗車する旅客は、その列車に有効な乗車券を購入し、これを所持しなければならない。ただし、駅員無配置駅から乗車する旅客又は、駅員の承諾を得て乗車券類を購入しないで乗車した旅客は、降車時において、運賃を支払うものとする。

第 13 条　整理券の発行及び所持
列車に乗車する旅客は、乗車券所持の有無（団体乗車券を除く）にかかわらず、乗車の際、列車に備え付けの整理券発行機により整理券をとり、乗車中これを所持しなければならない。
２　前項の整理券は、降車の際、列車備え付けの運賃箱に納入するものとする。

第 14 条　整理券の様式
前条に定める整理券の様式は、次のとおりとする。
【様式省略】

第 15 条　営業キロの端数計算方
営業キロを用いて運賃・料金を計算する場合の端数は、これを１キロメートルに切り上げる。

第 16 条　駅員無配置駅の旅客の取扱い方
駅員無配置駅から乗車する旅客の取扱いは、列車の乗務員が行う。

第２章　乗車券の発売

第１節　通則

第 17 条　乗車券の種類
乗車券の種類は、次のとおりとする。
（1）普通乗車券　片道乗車券
往復乗車券
（2）定期乗車券　通勤定期乗車券
通学定期乗車券
（3）回数乗車券
（4）団体乗車券
（5）急行券
（6）特殊割引乗車券

第 18 条　乗車券の発売箇所及び発売方法
乗車券は駅において発売する。ただし、駅員無配置駅から有効となる乗車券は駅員配置駅において発売する。
2　乗車券を所持しないで駅員無配置駅から乗車した旅客及び駅員の承諾を得て乗車券を所持しないで乗車した旅客に対する普通乗車券は、前項の規定にかかわらず列車の車内において乗務員が発売することがある。
3　乗車券は、第１項及び第２項に規定するほか、会社が別に定める箇所（以下「乗車券臨時発売所」という）又は、乗車券の発売を委託した箇所において発売することがある。

第 19 条　乗車券の発売日
乗車券は、発売当日から有効開始となるものを発売する。ただし、次の各号に揚げる乗車券は、当該各号に定めるところによって発売する。
（1）定期乗車券
有効期間開始の日の３日前から発売する。ただし、継続発売をする場合は、有効期間開始日の 14 日前から使用できる定期乗車券を発売することができる。
（2）団体乗車券
運送引受け後であって旅客の始発出発日の１箇月前の日から発売する。
2　乗車券の発売日については、前各号の規定にかかわらず乗車券を別に定める日から発売することがある。

第 20 条　乗車券の発売時間
駅における乗車券の発売時間は、別に定める駅を除き、その駅に発着する始発列車の乗車に必要な時刻から終発列車の乗車に必要な時刻までとする。

2　前項の規定にかかわらず、定期乗車券、団体乗車券については、その発売時間を別に定めることがある。

第 21 条　特殊割引乗車券の発売
会社が特に必要と認める場合は、臨時に特別の運送条件を定めて割引乗車券を発売することがある。
2　前項の規定によって割引乗車券を発売する場合は、旅客が特定されるものを除いて発売箇所に掲示する。

第 22 条　乗車後における割引乗車券の発売の制限
旅客運賃割引証によって発売する割引乗車券は、旅客が駅員無配置駅から乗車する場合を除き、旅行開始前に限って発売する。

第 23 条　割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い
旅客運賃割引証によって購入した割引乗車券、旅客運賃割引証又は、通学定期乗車券若しくは通学証明書を使用資格者が不正使用し、又は、使用資格者以外の者に使用させたときは、その使用資格者に対して、これらの乗車券の発売を停止することがある。

第 24 条　割引証が無効となる場合及びこれを使用できない場合
旅客運賃割引証は、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収する。
(1)記載事項が不明となったものを使用したとき。
(2)表示事項をぬり消し、又は、改変したものを使用したとき。
(3)有効期間を経過したものを使用したとき。
(4)有効期間内であっても使用資格を失った者が使用したとき。
(5)記名人以外の者が使用したとき。
2　旅客運賃割引証は、次の各号の 1 に該当する場合は使用することができない。
(1)発行者が記入しなければならない事項を記入していないもの及び発行者又は、使用者が必要な箇所に押印していないもの。
(2)記入事項を訂正した場合で、これに相当の証印のないもの。

第 2 節　普通乗車券の発売

第 25 条　普通乗車券の発売
普通乗車券は、次の各号に定めるところにより発売する。
(1)片道乗車券
旅客が社線の区間を片道 1 回乗車(以下「片道乗車」という)する場合に発売する。
(2)往復乗車券
旅客が片道乗車券を発売できる区間を同一経路で往復 1 回乗車(以下「往復乗車」という)する場合に発売することがある。

第 26 条　被救護者割引普通乗車券の発売
指定救護施設（東日本旅客鉄道株式会社　学校及び救護施設指定取扱規則（昭和 62 年 4 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 6 号）第 21 条に規定する施設をいう。以下同じ）に保護され、又は、救護される者（以下「被救護者」という）が旅行する場合で第 27 条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証 1 枚について 1 人 1 回に限り、片道又は、往復の割引普通乗車券を発売する。
2　被救護者が老幼、虚弱若しくは障害のため、又は、逃亡のおそれがあるため、被救護者に付添人をつける場合で、被救護者とその付添人とが同時に同一の区間の乗車券を購入するときは、被救護者 1 人について付添人 1 人に限って前項の規定を準用する。
3　前項の規定によって付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、被救護者が往路用の片道乗車券を購入するときであっても、付添人に対して往復乗車券を発売することがある。

第 27 条　被救護者割引証
被救護者は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、その保護又は、救護を受ける施設の代表者から割引証の番号、指定番号、乗車区間、乗車券の種類、旅行証明書番号、有効期限、被救護者の氏名及び年齢、付添人を必要とするときは付添人の氏名及び年齢、有効期限、発行年月日、施設の所在地、名称並びにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被護者旅客運賃割引証の交付を受けて、提出するものとする。
2　被救護者旅客運賃割引証の様式は次のとおりとする。
　【様式省略】
3　被救護者旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から 1 箇月とする。

第 28 条　身体障害者割引
身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳を受けている身体障害者が単独で旅行する場合、所定の身体障害者手帳を呈示したときは旅客運賃の割引を行う。
2　第 1 種身体障害者あるいは 12 才未満の第 2 種身体障害者が介護者と乗車区間、乗車券の種類及び通用期間を同一にして乗車する場合で、所定の身体障害手帳を呈示したときは、介護者に対して旅客運賃の割引を行う。（身体障害者 1 人に対して 1 人の介護者を限度とする）

第 28 条の 2　知的障害者割引
療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）の規定により知的障害者療育手帳の交付を受けている知的障害者が所定の療育手帳を呈示したときは旅客運賃の割引を行う。
2　前項の割引の取扱いをする乗車券の種類は、次のとおりとする。
　（1）普通乗車券
　　第 1 種知的障害者が単独又は、介護者とともに乗車する場合及び第 2 種知的障害者が単独で乗車する場合。
　（2）定期乗車券
　　第 1 種知的障害者及び 12 才未満の第 2 種知的障害者が介護者とともに乗車する場合。
　（3）回数乗車券

第１種知的障害者が介護者とともに乗車する場合。
３　知的障害者が第１種知的障害者及び定期乗車券を使用する 12 才未満の第２種知的障害者であるときは、知的障害者１人に対し１人の介護者をつけることができる。
４　介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項により知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、介護者に対して発売する定期乗車券は、通勤定期乗車券に限るものとする。

第 29 条　臨時特殊割引普通乗車券の発売
会社が特に必要と認める場合は、旅行目的、割引を受ける者の資格、割引区間、割引証票等を特定し、又は、季節により旅行目的地を特定して割引普通乗車券を発売することがある。
２　前項の規定によって割引普通乗車券を発売する場合は、旅客が特定されるものを除いて、発売駅、発売区間、発売期間等をその都度関係の駅に掲示する。

第３節　定期乗車券の発売

第 30 条　通勤定期乗車券の発売
旅客が常時、区間を同じくして乗車する場合で定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1 箇月、3 箇月又は、6 箇月有効の通勤定期乗車券を発売する。
２　定期乗車券購入申込書の様式は、次のとおりとする。
　【様式省略】

第 31 条　通学定期乗車券の発売
指定学校（東日本旅客鉄道株式会社　学校及び救護施設指定取扱規則第２条に規定する学校をいう。以下同じ）の学生・生徒・児童又は、幼児が社線の区間を通学又は、通園のため常時、乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したとき、又は、通学定期乗車券購入兼用の身分証明書を呈示し、かつ定期乗車券購入申込書に必要地事項を記入して提出したときは、旅客の居住地最寄り駅と在籍指定学校最寄り駅との相互間について、1 箇月、3 箇月又は、6 箇月有効の通学定期乗車券を発売する。
２　通学証明著の様式は、次のとおりとする。
　【様式省略】
３　通学証明書の有効期間は、発行の日から１箇月間とする。ただし、指定学校の夏季、冬季の休暇その他の長期休暇後に使用する通学証明書は、次の各号によりこれを当該休暇前又は、休設時に発行することができる。
　（1）発行年月日は所定によって記入し、発行年月日欄の右方余白に「何月何日から有効」の例により、有効開始日を赤書して、学校代表者の職印を押す。
　（2）有効開始日は、発行年月日から２箇月以内の日とする。
４　指定学校の学生、生徒若しくは児童が実習のため実習場等まで乗車する場合で、会社が必要と認めるときは、第１項の規定に準じて通学定期乗車券を発売する。

5　当社線内の通学定期乗車券においては、その有効期限を当社が認める学期の末日とし、所定の有効期間に端数となる日付を付加して発売することがある。

第 32 条　定期乗車券の一括発売
前 2 条の規定により定期乗車券を発売する場合は、別に定めるところにより、これを一括して発売することがある。
2　前項の規定により定期乗車券を発売する場合で、当該定期乗車券の有効期限を一定させる必要があるときは、別に定めるところにより、当該定期乗車券の所定の有効期間に端数となる日数を付加して、発売することがある。

第 4 節　回数乗車券の発売

第 33 条　回数乗車券の発売
社線の各駅相互間を乗車する旅客に対して、11 券片の回数乗車券を発売する。

第 5 節　団体乗車券の発売

第 34 条　団体乗車券の発売
一団となった旅客の全員が発着駅及び経路を同じくし、その全行程を同一の人員で旅行する場合であって、次の各号の 1 に該当し、かつ、会社が団体としての運送の引受けをしたものに対しては、旅客運賃を割引した団体乗車券を発売する。
(1)学生団体
ア　次の 1 に該当する学校等の学生とその付添人、及び当該学校等の教職員(嘱託している医師及び看護士を含む。以下同じ)とによって構成された 15 人以上の団体で当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法(昭和 29 年法律第 143 号)第 2 条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒又は、児童の場合は、その人員が 15 人未満のときであっても 15 人以上の割引率を適用してこの取扱いをする。
(ア)指定学校の学生・生徒・児童又は、幼児
(イ)児童福祉法第 39 条に規定する保育所の児童
イ　アの付添人は大人とし、当該団体を構成する旅客が次の 1 に該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客 1 人につき 1 人とする。
(ア)幼稚園の幼児、保育所の児童又は、小学校第 3 学年以下の児童であるとき。
(イ)障害、又は、虚弱のため、会社において付添を必要と認めるとき。
(2)普通団体
前号以外の旅客により構成された 15 人以上の団体で責任ある代表者が引率するもの。
2　前項に規定するもの以外、会社において特に必要と認め、旅行目的、割引を受ける者の資格等特別の運送条件を定めた団体(以下「特殊団体」という)の旅客で、会社が運送の引受けをしたものに対して、旅客運賃の割引をした団体乗車券を発売することがある。

第 35 条　団体旅客運送の申込
第 34 条の規定により団体乗車券を購入しようとする者は、あらかじめ、その人員、行程、乗車すべき列車、その他輸送計画に必要な事項を記載した団体旅客運送申込書を提出して、団体旅客運送の申込みを行うものとする。
2　団体旅客運送申込書の様式は、次のとおりとする。
　【様式省略】

第 36 条　団体旅客運送の予約
旅客から前条の規定による団体旅客運送の申込みを受けた場合で、会社において運輸上支障がないと認めたときは、当該団体旅客運送の引受けをする。

第 37 条　団体旅客申込人員等の変更
団体旅客の運送引受後、旅客の都合による申込人員。その他取扱い条件の変更は会社において運輸上支障がないと認めた場合に限り、これを行う。

第 38 条　責任人員
団体旅客を次の各号の 1 により運送する場合は、その団体旅客の全行程について、申込人員の 8 割に相当する人員（1 人未満の端数は、大人と小児とを各別に切り捨てる）を責任人員とし、実際乗車人員がこれに満たない場合であっても、責任人員に相当する団体旅客運賃を収受することを条件として引受けを行う。
　(1)客車を増結して運送する場合
　(2)その他特別の手配をして運送する場合
2　団体旅客の運送引受後、前条の規定による団体申込人員の変更の承諾を行う場合で、前項の規定による責任人員に移動を生ずるときは、責任人員が増加するときは責任人員を変更し、責任人員が減少するときは責任人員の変更を行わない。
3　前項の規定にかかわらず、団体旅客運送の引受後において、会社の責任となる事由によって引受条件の一部を変更する必要が生じ、これを申込者が承諾し、かつ、第 1 項の規定による責任人員が減少したときは責任人員を減ずることがある。

第 39 条　団体旅客に対する保証金
団体旅客の申込者は、前条の規定により責任人員を附された場合は団体旅客運送引受けの内容に従って計算した団体旅客運賃、料金の 1 割に相当する額（100 円未満の端数は 100 円単位に切り上げる）を保証金として、会社に納付するものとする。
2　保証金の納付後において、会社の責に帰さない事由によって申込者がその申込を取り消したときは、これを返還しない。
3　保証金は、次の各号の 1 に該当する場合に限り、その納付額全額の返還を行う。
　(1)会社の都合によって解約した場合
　(2)天災事変等の原因によって、団体旅行ができなくなったため解約した場合

4　保証金は、団体乗車券発売の際、団体旅客運賃の一部に充当し、過剰額があってもその過剰額は返還しない。
5　納付された保証金には利子を付さない。

第 40 条　一部区間不乗の団体乗車券の発売
旅行行程中の一部区間を乗車しない団体旅客に対し、会社において特に承諾した場合は、当該区間を通じた団体乗車券を発売することがある。ただし、この場合は、団体旅客運送申込みの際に、その区間を明示するものとする。

第３章　旅客運賃

第１節　通則

第 41 条　旅客運賃の種類
旅客運賃の種類は、次の各号に定めるとおりとする。
1　普通旅客運賃　　片道普通旅客運賃
　　往復普通旅客運賃
2　定期旅客運賃　　通勤定期旅客運賃
　　通学定期旅客運賃
3　回数旅客運賃
4　団体旅客運賃
5　急行料金
6　特殊割引旅客運賃

第 42 条　旅客運賃計算上の営業キロの計算方
当社線が同一方向に連続する場合に限り、これを通算する。ただし、その発着区間の全部又は、一部が復乗となる場合は、復乗が開始される駅において打切って各別に計算する。

第 43 条　旅客の区分及びその旅客運賃
旅客運賃は、次に掲げる年齢別の区分によって、この規則の定めるところによりその旅客運賃を収受する。
大人　12 才以上の者
小児　6 才以上 12 才未満の者
幼児　1 才以上 6 才未満の者
乳児　1 才未満の者
2　前項の規定による幼児であっても、次の各号の 1 に該当する場合は、これを小児とみなし、旅客運賃を収受する。
　(1)幼児が、幼児だけで旅行するとき。
　(2)幼児が、乗車券を所持する 6 才以上の旅客(団体旅客を除く。)に 2 人をこえて随伴されて旅行するとき。
　(3)幼児が、団体旅客として旅行するとき又は、団体旅客に随伴されて旅行するとき。
3　第 2 項の場合のほか、幼児又は、乳児に対しては、旅客運賃、料金を収受しない。
4　乗車券の使用期間中に使用旅客の年齢が 12 才に達した場合であっても、第 59 条の規定にかかわらず、これを使用することができる。

第 44 条　小児の旅客運賃
小児の旅客運賃は、大人旅客運賃を折半し、計算上生じた 10 円未満の端数は、これを 10 円単位に切り上げる(以下この計算方法を「端数計算」という)。

第 45 条　割引の旅客運賃
割引の旅客運賃は別に定める場合を除き、大人又は、小児の無割引の旅客運賃から割引額を差し引いて、端数計算した額とする。

第 46 条　旅客運賃の概算収受
車内において、旅客運賃を収受する場合は、旅客運賃の概算額を収受することがある。
2　前項の規定によって収受した概算額は、旅客の申出によって精算する。

第 47 条　旅客運賃・料金割引の重複適用の禁止
旅客は旅客運賃・料金について 2 以上の割引条件に該当する場合であっても、同一の乗車券について、重複して旅客運賃・料金の割引を請求することができない。

第 2 節　普通旅客運賃

第 48 条　片道普通旅客運賃
大人片道普通旅客運賃は、別表 1 に定める額とする。
2　小児片道普通旅客運賃は、別表 1 に定める額とする。

第 49 条　往復乗車の場合の普通旅客運賃
往復乗車の場合の普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃を 2 倍した額とする。

第 3 節　定期旅客運賃

第 50 条　定期旅客運賃
定期旅客運賃は、つぎのとおりとする。
（1）大人通勤定期旅客運賃は別表 1 に定める額とする
（2）大人通学定期旅客運賃は別表 1 に定める額とする
（3）小児通勤定期旅客運賃は別表 1 に定める額とする
（4）小児通学定期旅客運賃は別表 1 に定める額とする

第 51 条　端数となる日数を付加して一括発売する場合の定期旅客運賃
第 32 条第 2 項の規定により発売する定期乗車券の端数となる日数に対する定期旅客運賃は、別に定める。

第 51 条の 2　端数となる日数を付加して一括発売する場合の通学定期旅客運賃
第 31 条第5項の規定により発売する通学定期乗車券の端数となる日数に対する定期旅客運賃は別に定める。

第４節　回数旅客運賃

第 52 条　回数旅客運賃
回数旅客運賃は、次のとおりとする。
11 券片綴りとし、発着区間の普通旅客運賃を 10 倍した額とする。

第５節　団体旅客運賃

第 53 条　団体旅客運賃
第 34 条の規定によって団体乗車券を発売する場合は、次に定めるところによって普通旅客運賃の割引を行う。

種別 人員	普通団体	学生団体	
		中学生団体	その他の学生団体
15 人以上	10 パーセント	30 パーセント	20 パーセント
51 人以上	20 パーセント	40 パーセント	30 パーセント
101 人以上	30 パーセント	50 パーセント	40 パーセント

２　前項の規定によるほか、次に定める入員に対しては、旅客運賃を収受しない。
（1）団体旅客が 30 人以上 50 人までのときは内１人。
（2）団体旅客が 51 人以上 100 人までは２人、101 人以上 50 人までを増すごとに１人を加えたものを無賃とする。

第 54 条　団体旅客運賃の計算方
第 34 条の規定によって団体乗車券を発売する場合の団体旅客運賃は、次のとおりとする。
（1）旅客運賃は、その全行程に対する１人当たり大人普通旅客運賃又は、小児普通旅客運賃から第 53 条に規定する割引率を適用した割引額を差し引いて、その1円未満の端数はこれを円単位に切り上げ、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じ、端数計算した額とする。
（2）大人、小児混乗の場合
大人、小児各別に前各号の規定によって算出した額を合算したものとする。

第 55 条　実際乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃、料金
第 38 条の規定による条件をもって輸送の引受けをした団体旅客の実際乗車人員（第 53 条第２項に該当する人員を含む。）が責任人員に満たない場合は、実際乗車人員と責任乗車人員に対する不足人員（大人、小児別に責任人員がつけられている団体については、大人、小児別の不足人員）とによって団体が構成されているものとし、団体旅客運賃料金を収受する。
２　前項の場合の人員は大人１人を小児２人に、また小児１人を大人 0.5 人にそれぞれ換算（換算人員の合計に１人未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる）して、不足人員から差し引いて計算する。

3　大人、小児に責任人員がつけられている団体について、大人又は、小児の一方の人員が責任人員より減少し、他の一方が責任人員より超過したときは、その超過人員を加えて計算する。

第 6 節　急行料金

第 55 条の 2　急行料金
急行料金は、次のとおりとする。
大人　300 円
小児　150 円
2　急行券の取扱いに関し必要な事項は別に定める要領による。

第 7 節　特殊割引旅客運賃

第 56 条　被救護者割引
第 26 条の規定により被救護者又は、その付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、普通旅客運賃の 50 パーセントを割引する。

第 57 条　身体障害者割引
第 28 条の規定により身体障害者又は、その介護者に対して割引乗車券を発売する場合は、旅客運賃の 50 パーセントを割引する。

第 57 条の 2　知的障害者割引
第 28 条の 2 の規定により知的障害者はその介護者に対して割引乗車券を発売する場合は、旅客運賃の 50 パーセントを割引する。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

第 58 条　臨時特殊割引
第 29 条の規定により、割引の普通乗車券を発売する場合の普通旅客運賃の割引率は、その都度定める。

第４章　乗車券の効力

第１節　通則

第 59 条　乗車券の使用条件
乗車券は、乗車人員を記載したものを除き、1 券片をもって 1 人が 1 回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。ただし、定期乗車券については、その使用回数を制限しない。
2　乗車券は、乗車以外の目的で乗降場に入出場する場合には使用することができない。

第 60 条　効力の特例
乗車券は、次の各号に掲げる場合は、前条の規定にかかわらず、使用することができる。
　(1)大人用の乗車券を小児が使用して乗車する場合
　(2)乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から乗車する場合

第 61 条　券面表示事項が不明又は、不備となった乗車券
乗車券は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができない。
2　前項の規定により使用できない乗車券を所持する旅客は、これを駅(定期乗車券及び回数乗車券にあっては発行駅)に差し出して書替を請求することができる。
3　前項の規定により旅客から書替の請求があった場合は、旅客に悪意がないと認められ、かつ、その不明事項が判別できるときに限って、当該乗車券と引き換えに再交付の取扱いをする。

第 62 条　不乗区間に対する取扱い
旅客は、第 60 条の規定により乗車券の券面に表示された発着区間の途中駅から旅行を開始し、又は、同区間内の途中駅で下車した場合の不乗区間については、乗車の請求をすることができない。

第 63 条　有効期間の起算日
乗車券の有効期間は、有効開始日を特定して発売したものを除き、当該乗車券を発行した当日から起算する。

第 64 条　乗車券不正使用未遂の場合の取扱い方
旅客が当該乗車について効力のない乗車券を使用した場合は、これを無効として回収する。ただし旅客に悪意がなく、その証明ができる場合は、その限りでない。

第２節　乗車券の効力

第 65 条　有効期間
乗車券の有効期間は、別に定める場合のほか、次の各号による。
　(1)普通乗車券

片道乗車券は１日、往復乗車券は２日とする。

（2）定期乗車券

１箇月、3 箇月、又は、6 箇月

（3）回数乗車券

3 箇月

（4）団体乗車券

その都度定める。

第 66 条　途中下車

途中下車の取扱いについては次による。

（1）普通乗車券

途中下車の取扱いをしない。途中下車の場合の、使用券片は前途無効として回収する。

（2）定期乗車券

途中下車及び途中乗車の制限をしない。

（3）回数乗車券

途中下車の取扱いをしない。途中下車の場合の、使用券片は前途無効として回収する。

（4）団体乗車券

途中下車及び途中乗車はその都度定める。

第 67 条　回数乗車券の同時使用

回数乗車券は、同行する旅客のある場合には、最終券片を所持する旅客と同時に使用する場合に限り、これを使用することができる。

２　前項の規定により乗車する同行の旅客は、旅行を終了するまで、最終券片又は、表紙を所持している旅客を同行しなくてはならない。

第 68 条　大人用回数乗車券を小児が使用する場合の特例

大人の回数乗車券は、これに小児が同時に使用する場合は第 59 条の規定にかかわらず１券片をもって、小児２人が乗車することができる。

第 69 条　改氏名の場合の定期乗車券の書替

定期乗車券の使用者は、氏名を改めた場合は、これを駅に差し出して、その氏名の書替を請求しなければならない。

２　前項の書替を請求する場合、定期乗車券の使用者は別に定める申込書を提出するほか、公的証明書等を提示し、記名人本人であることを証明しなければならない。

第 70 条　乗車券が前途無効となる場合

乗車券（往復乗車券、回数乗車券については、その使用する券片）は次の各号の１に該当する場合は、その

後の乗車については無効として回収する。
（1）旅客が途中下車したとき。
（2）旅客が第 140 条ただし書第 1 号から第 6 号までの規定による物品を車内に持ち込もうとしたとき。
（3）鉄道営業法（明治 33 年法律第 65 号）第 42 条の規定によって車外に退去させられたとき。

第 71 条　定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合
定期乗車券以外の乗車券は、次の各号の 1 に該当する場合はその全券片を無効として回収する。
（1）旅客運賃割引証と引換えに購入した割引の乗車券を割引証の記名人以外の者が使用したとき。
（2）券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき。
（3）第 24 条第 1 項の規定により無効となる旅客運賃割引証で購入した乗車券を使用したとき。
（4）資格等を偽って発行された各種割引証又は、証明書で購入した乗車券を使用したとき。
（5）券面表示事項をぬり消し、又は、改変して使用したとき。
（6）区間の連続していない 2 枚以上の普通乗車券若しくは回数乗車券又は、普通乗車券と回数乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
（7）旅行開始後乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。
（8）有効期間を経過した乗車券を使用したとき。
（9）駅員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
（10）大人が小児用の乗車券を使用したとき。ただし、第 68 条に規定する場合を除く。
（11）乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき。
（12）身分証明書等の携帯を必要とする乗車券を使用する旅客がこれを携帯していないとき。
（13）その他乗車券を不正乗車の手段として使用したとき。
2　前項の規定は、偽造（擬装を含む）した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

第 72 条　定期乗車券が無効となる場合
定期乗車券は、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収する。
（1）定期乗車券をその記名人以外の者が使用したとき。
（2）券面表示が不明となった定期乗車券を使用したとき。
（3）使用資格、氏名、年齢、区間又は、通学の事実を偽って購入した定期乗車券を使用したとき。
（4）券面表示事項をぬり消し、又は、改変して使用したとき。
（5）区間の連続していない 2 枚以上の定期乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
（6）定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券又は、回数乗車券を使用してその各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
（7）通学定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき。
（8）有効期間開始前の定期乗車券を、その期間開始前に使用したとき。
（9）有効期間満了後の定期乗車券を、その期間満了後に使用したとき。
（10）通学定期乗車券を使用する旅客が第 74 条の規定による身分証明書を携帯していないとき。
（11）駅員の承諾を得ないで、定期乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。

（12）その他定期乗車券を不正乗車の手段として使用したとき。

2　前項の規定は、偽造した定期乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

第 73 条　回数乗車券の券片等の効力の特例

回数乗車券の券片は、旅行開始前に切り離した場合は、無効として回収する。

2　回数乗車券の旅行開始前に切り離した券片は、当該回数乗車券の最終券片又は、表紙とともに所持しない場合は、無効として回収する。

3　第 67 条の規定により同行する旅客の使用する回数乗車券の券片は、当該回数乗車券の最終券片又は、表紙を所持する旅客と同行していない場合は、無効として回収する。

第 74 条　通学定期乗車券の効力

通学定期乗車券は、その通学する指定学校の代表者の発行した次の様式による身分証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

（1）　一般用の様式は次のとおりとする

【様式省略】

（2）　通学定期乗車券購入兼用の様式は次のとおりとする

【様式省略】

第５章　乗車券の様式

第１節　通則

第 75 条　乗車券の表示事項
乗車券の表面には、次の各号に掲げる事項を表示する。
（1）旅客運賃額
（2）有効区間
（3）有効期間
（4）発行日付
（5）発売箇所名
2　次の各号に掲げる乗車券にあっては、前項に規定する表示事項の一部を省略もしくは、その他必要事項を追加又は、裏面に表示することがある。
(1)臨時に発売する乗車券
(2)その他特殊の乗車券

第 76 条　この章に規定する乗車券の様式の変更又は、補足等
この章において規定する乗車券の様式は印刷上の形式であって、それぞれの乗車券は相当の事項を印刷するとともに、発売する際に、不足する事項又は、印刷する事項を記入式とした事項等については、印章を押し、記入し、切断し、又は、入鋏する等の方法によって補うものとする。
2　乗車券の様式は、必要によって、次の各号に定めるところにより変更することがある。
（1）前条１項に規定する表示事項
ア　表示事項の一部の裏面表示
イ　表示事項の配列の変更
（2）前号以外の様式
ア　乗車券の寸法の変更
イ　表示事項の表示箇所、配列又は、表示方法の変更
ウ　表示事項の一部の省略又は、追加
3　乗車券の様式で、大人、小児等に共用できる様式のものであっても、専用の様式のものを使用することがある。
4　小児用等の乗車券は、次の各号に規定する記号を関係券片の表面に影文字等をもって印刷する。
(1)小児用の乗車券「小」
(2)学生用の乗車券「学」又は、「学小」

第 77 条　字模様の印刷
乗車券の表面には、次の地模様の印刷及び着色をする。
(1)字模様
【様式省略】

(2)着色

ア　普通乗車券　　淡青色

イ　定期乗車券

　通勤定期乗車券　淡緑色

　通学定期乗車券　淡黄色

ウ　回数乗車券　　淡緑色

エ　団体乗車券　　淡緑色

第 78 条　乗車券の駅名等の表示方

乗車券の駅名及び旅客運賃・料金の表示方は、次のとおりとする。

(1)乗車券の発駅及び着駅名は、旅客運賃の計算方にしたがって表示する。

(2)常備片道乗車券にあっては、旅客運賃が 2 駅以上に対して同額となる場合は、当該 2 駅以上を共通の着駅として表示することがある。

第 79 条　旅客運賃・料金の割引等に対する表示

旅客運賃、料金の割引等を行う乗車券等には、その証として、関係券片の表面(第 7 号に規定する記号については裏面)にゴム印の押なつ等により、次の各号に定める記号等の表示を行う。

(1)旅客運賃・料金を割引するもの

ア　第 26 条の規定による被救護者割引

　(ア)被救護者用　救　　直径 10mm

　(イ)付添人用　添

イ　第 28 条の規定による身体障害者割引

　(ア)身体障害者が単独で乗車する場合

　　身　　直径 10mm

　(イ)第 1 種身体障害者が介護者とともに旅行する場合

　　①　第 1 種身体障害者用　障　直径 10mm

　　②　介護者用　　介

　　③　第 29 条の規定による臨時特殊割引

　　割引

　　7×15mm

　　④　第 28 条の 2　知的障害者用　療　直径 10mm

(2)大人用の乗車券を小児用に代用するもの

　　小 直径 10mm

(3)再交付するもの

　　再 直径 10mm

(4)期間満了前の定期乗車券を回収して、期間の継続する新たな定期乗車券をその有効期間の開始日前から有効とさせるもの。

　　継続

7×15mm

(5)普通乗車券で有効期間の開始日を発売後の日とするもの。

月　日から有効　3×35mm

ただし、表面に表示しがたいときは、裏面に表示する。

(6)使用資格者であることの証明書類の携行を必要とするもの。

「証番　号」　10×2　5mm

(7)片道乗車券 2 枚を発行し、往復乗車券に代用するもの。

ゆき・かえり
日間有効

10×25mm

2　常備式の乗車券類に前項に規定する記号を表示して発売する場合は、当該乗車券に表示されている旅客運賃、料金を訂正しない。

第 2 節　乗車券の様式

第 1 款　普通乗車券の様式

第 80 条　常備片道乗車券の様式

常備片道乗車券の様式は、次に定めるとおりとする。

【様式省略】

第 81 条　補充乗車券の様式

補充乗車券様式

【様式省略】

第 2 款　定期乗車券の様式

第 82 条　準常備定期券の様式

準常備定期乗車券の様式は、次のとおりとする。

【様式省略】

第 83 条　補充定期乗車券の様式

補充定期乗車券の様式は、次のとおりとする。

大人、小児用

【様式省略】

第 3 款　回数乗車券の様式

第 84 条　補充回数券の様式
補充回数券の様式は、次のとおりとする。
　【様式省略】

第 4 款　団体乗車券の様式

第 85 条　団体乗車券の様式
団体乗車券の様式は、次のとおりとする。
　【様式省略】

第 5 款　特別補充券の様式

第 86 条　特別補充券の様式
特別補充券の様式は、次のとおりとする。
　【様式省略】

第 6 款　特殊割引乗車券の様式

第 87 条　特殊割引乗車券の様式
特殊割引乗車券の様式は、次のとおりとする。
　【様式省略】

第 6 章　乗車券の改札及び引渡し

第 1 節　通則

第 88 条　乗車券の改札
乗車の目的で乗降場に入場し、又は、乗降場から出場しようとする者は所定の乗車券を所持して駅員の改札を受け、定められた場所から入出場しなければならない。
2　前項の規定によるほか、旅客は、駅員の請求があるときは、いつでもその所持する乗車券の改札を受けなければならない。当該乗車券の使用が身分証明害等の携帯を必要とするものであるときの身分証明書又は、第 13 条に規定する整理券についてもまた同じ。
3　駅員無配置駅で乗降する場合は、前 2 項にかかわらず、列車乗務員による改札を受けるものとする。

第 89 条　乗車券の引き渡し
旅客は、その所持する乗車券が効力を失い、若しくは不要となった場合、又は、その乗車券を使用する資格を失った場合は、当該乗車券を駅員に引き渡すものとする。

第 2 節　乗車券の改札及び引渡し

第 90 条　普通乗車券の改札及び引渡し
普通乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を駅員に呈示して入鋏を受けるものとする。ただし、駅員無配置駅から乗車する場合はこの限りでない。
2　普通乗車券を使用する旅客は、旅行を終了した際に、当該乗車券を駅員に引き渡すものとする。ただし駅員無配置駅から乗車した旅客は、整理券により運賃を精算するものとする。

第 91 条　定期乗車券の改札及び引渡し
定期乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際、及び旅行を終了した際に、当該乗車券を駅員に呈示してその改札を受けるものとする。
2　定期乗車券を使用する旅客は、当該乗車券の有効期間が満了した際に直ちにこれを駅員に引渡すものとする。

第 92 条　回数乗車券の改札及び引渡し
回数乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に当該乗車券を駅員に呈示して入鋏を受け、旅行を終了した際に、これを駅員に引渡すものとする。

第 93 条　団体乗車券の改札及び引渡し
団体乗車券を使用する旅客の引率者は、旅行を開始する際及び途中下車をする際に、当該乗車券を駅員に呈示してその改札を受け、全行程の旅行を終了した際にこれを駅員に引き渡すものとする。

第７章　乗車変更等の取扱い

第１節　通則

第 94 条　乗車変更等の取扱い箇所
乗車変更その他この章に規定する取扱いは、駅又は、車内において行う。ただし、旅客運賃の払い戻しは旅行中止駅等所定の駅に限って取り扱う。
２　前項の規定にかかわらず、駅員無配置駅における乗車変更等の取扱いは、駅員配置駅において取り扱う。

第 95 条　払い戻し請求権行使の期限
旅客は、旅客運賃・料金について払い戻しの請求ができる場合であっても、当該乗車券が発行の日の翌日から起算して１箇年を経過したときは、これを請求することができない。

第 96 条　乗車変更をした乗車券について旅客運賃の収受又は、払い戻しをする場合の既収額
乗車変更の取扱いをした乗車券について、旅客運賃の収受又は、払い戻しをする場合は、旅客が現に所持する乗車券を発駅で購入した場合の旅客運賃額を収受しているものとして収受又は、払い戻しの計算をする。ただし、払い戻しの場合は、旅客の実際に支払った旅客運賃の額を限度として取り扱う。

第２節　乗車変更の取扱い

第１款　通則

第 97 条　乗車変更の種類
旅客がその所持する乗車券に表示された運送条件と異なる条件の乗車を必要とする場合に、会社が取り扱う変更（この変更を「乗車変更」という）の種類は、乗車変更の申出の時期に応じて次のとおりとする。
（1）当該乗車券による旅行開始前又は、使用開始前に申出があった場合
　　乗車券変更
（2）当該乗車券による旅行開始後又は、使用開始後に申出があった場合
　　ア　区間変更
　　イ　団体乗車券変更

第 98 条　乗車変更の取扱い範囲
乗車変更の取扱いは、第 101 条に規定する乗車券変更の取扱いをする場合を除き、その変更の開始される駅の属する券片に限って取り扱う。

第 99 条　割引乗車券を所持する旅客に対する乗車変更の取扱い制度
区間、経路等に制限のある種類の割引乗車券を所持する旅客に対しては、その制限をこえる乗車変更の取

扱いをしない。

第 100 条　乗車変更の取扱いをした場合の乗車券の有効期間
乗車変更の取扱いをした場合に交付する乗車券の有効期間は、原乗車券の有効期間から既に経過した日数（取扱いの当日は含めない）を差し引いた残余の日数とする。ただし、乗車券変更の取扱いをする場合は第 65 条に規定する日数とする。

第 2 款　旅行開始前又は、使用開始前の乗車変更の取扱い

第 101 条　乗車券変更
普通乗車券を所持する旅客は、旅行開始前又は、使用開始前にあらかじめ駅員に申し出て、その承諾を受け、当該乗車券から同種類の乗車券に変更（この変更を「乗車券変更」という）をすることができる。
2　乗車券変更の取扱いをする場合は、原乗車券類に対するすでに収受した旅客運賃及び料金と変更する乗車券に対する旅客運賃及び料金とを比較し、不足額は収受し過剰額は払い戻しをする。この場合、原乗車券が割引のものであって、その割引が実際の乗車する区間に対しても適用のものであるときは、実際の乗車する区間に対する旅客運賃及び料金を原乗車券に適用した割引率による割引の旅客運賃及び料金によって計算する。

第 3 款　旅行開始後又は、使用開始後の乗車変更の取扱い

第 102 条　区間変更
普通乗車券を所持する旅客は、旅行開始後又は、使用開始後にあらかじめ駅員に申し出て、その承諾を受け、当該乗車券に表示された着駅又は、経路について、次の各号に定める変更（この変更を「区間変更」という）をすることができる。
（1）着駅と当該着駅をこえた駅への変更
（2）着駅を当該着駅と異なる方向の駅への変更
2　区間変更の取扱いをする場合は、次の各号に定める旅客運賃を収受する。但し、原乗車券が割引乗車券で、その割引が実際乗車区間に対しても適用できるときは、その割引率を適用して運賃を計算する。
（1）前項（1）の場合、変更区間に対する普通旅客運賃を収受する。
（2）前項（2）の場合、原乗車券に対する既収旅客運賃と実際乗車区間に対する旅客運賃と比較して、不足額はこれを収受し、過剰額は払い戻しをしない。

第 103 条　団体乗車券変更
団体乗車券を所持する旅客は、使用開始後にあらかじめ駅員に申し出て、その承諾を受け、区間変更又は、乗車列車等の変更をすることができる。ただし、これらの変更は輸送上の支障がない場合に限り取り扱う。
2　団体乗車券変更の取扱いをする場合は、旅客運賃収受人員又は、変更人員に対して次の各号に定めるところにより計算した運賃及び料金を団体乗車券 1 枚ごとに 210 円の手数料（不足額を収受するときに限る）を収受する。この場合の、旅客運賃については、無割引の普通旅客運賃によって計算する。

(1)区間変更の取扱いをする場合の旅客運賃の計算は、第 102 条第 2 項の規定を準用する
(2)乗車列車等の変更の取扱いをする場合の旅客運賃の計算方は、乗車区間に変更のない場合は収受しない。

第 3 節　旅客の特殊取扱い

第 1 款　通則

第 104 条　旅客運賃の払い戻しに伴う割引証等の返還
旅客は、割引証等を提出して購入した乗車券について払い戻しの取扱いをうけた場合は、既に提出した割引証等の返還を請求することができない。

第 105 条　乗車変更等の手数料の払い戻し
旅客は、会社が乗車変更等の際に収受した手数料の払い戻しを請水することができない。

第 106 条　旅客運賃の払い戻しをしない場合
旅客は、第 60 条の規定により小児が大人用の乗車券を使用して乗車した場合の旅客運賃の差額については、払い戻しを請求することができない。

第 2 款　乗車券類の無札及び無効

第 107 条　乗車券の無札及び不正使用の旅客運賃、増運賃の収受
旅客が、次の各号の 1 に該当する場合は、無札旅客として、当該旅客の乗車駅からの区間に対する普通旅客運賃と、その 2 倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受する。
(1)駅員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき。
(2)別に定める場合を除いて、乗車券に入鋏を受けないで乗車したとき。ただし旅客に悪意がなく、その証明ができる場合は、この限りでない。
(3)第 71 条、第 72 条、第 73 条の規定によって無効となる乗車券(偽造の乗車券を含む)で乗車したとき。
(4)乗車券の改札の際にその呈示を拒み、又は、その集札の際に引渡しをしないとき。
2　前項の場合、旅客が第 71 条第 1 項第 6 号の規定により無効となる 2 以上の回数乗車券で乗車したときは、使用ずみの各回数乗車券については各乗車券の券面に表示された区間と、区間外を通じた区間を乗車したものとして計算した前項の規定による旅客運賃及び増運賃を当該旅客から収受する。この場合、使用ずみの券片(使用ずみ券片数の異なるときは、使用ずみの券片数の少ない方の券片)に対して 1 券片ごとに 1 回ずつ乗車したものとして計算する。
3　団体旅客がその乗車券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合は、第 4 項に該当するときを除き、その全乗車人員について第 1 項の規定により計算した旅客運賃及び増運賃を、その団体申込者から収受する。

4　団体旅客が乗車券面に表示された人員を超過して乗車し、又は、小児の人員として大人を乗車させたときは、第 71 条の規定にかかわらず、その超過人員又は、大人だけについてその団体申込者から第 1 項本文の規定による旅客運賃及び増運賃を収受する。

第 108 条　定期乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃、増運賃の収受
第 72 条第 1 項の規定により定期乗車券を無効として回収した場合（同条第 2 項において準用する場合を含む）は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃と、その 2 倍に相当する額の増運賃とを合わせて収受する。

（1）第 72 条第 1 項第 1 号から第 5 号までの 1 に該当する場合は、その定期乗車券の効力が発生した日（第 5 号に該当する場合で効力の発生した日が異なるときは、発見日に近い日）から、同項第 7 号に該当する場合はその使用資格を失った日から、同項第 8 号に該当する場合はその発売の日から、同項第 9 号に該当する場合はその有効期間満了の日の翌日からそれぞれの無効の事実を発見した当日まで、その定期乗車券を使用して券面に表示された区間（同項第 5 号の場合においては、各定期乗車券の券面に表示された区間と区間外とを合わせた区間）を、毎日 1 往復（又は、2 回）ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃。

（2）第 72 条第 1 項第 6 号に該当する場合であって、回数乗車券を使用したときは、定期乗車券及び回数乗車券の券面に表示された区間とその区間外とを通じた区間を、その回数乗車券の使用された券片に対して 1 券片ごとに 1 回ずつ往復乗車したものを計算した普通旅客運賃。

（3）第 72 条第 1 項第 6 号に該当する場合であって普通乗車券を使用したとき及び同項第 10 号から第 12 号までの 1 に該当する場合は、その乗車した区間に対する普通旅客運賃。

第 109 条　乗車駅等が不明の場合の旅客運賃、増運賃等の計算方
第 107 条の無礼旅客について、その乗車駅が判明しない場合は、その列車の出発駅から乗車したものとみなして同条の規定を適用する。

第 3 款　乗車券の紛失

第 110 条　乗車券紛失の場合の取扱い方
旅客が、旅行開始後、乗車券あるいは、整理券を紛失した場合であって駅員がその事実を認定することができないときは、既に乗車した区間について無札旅客として第 107 条、第 109 条による旅客運賃、増運賃を前述の乗車区間については、普通旅客運賃を収受する。但し、駅員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間に対する普通旅客運賃を収受して、増運賃は収受しない。
2　前項の場合の、旅客は旅行終了駅において、再収受証明書の交付を請求することができる。ただし、定期乗車券又は、回数乗車券を使用する旅客はこの限りでない
3　第 1 項後段及び前項の規定は、旅客が旅行開始前に乗車券を紛失した場合に準用する。

第 111 条　再収受した旅客運賃の払い戻し
前条の規定によって普通旅客運賃又は、増運賃を支払った旅客は、紛失した乗車券類を発見した場合は、そ

の乗車券と再収受証明書とを駅員配置駅に差し出して、発見した乗車券１枚につき手数料 210 円を支払い、その旅客運賃について払い戻しの請求をすることができる。ただし、普通旅客運賃及び増運賃を支払った日の翌日から起算して１箇年を経過したときは、これを請求することができない。

第 112 条　団体乗車券紛失の場合の取扱い方
旅客が団体乗車券を紛失した場合であって、駅員がその事実を認定することができるときは、第 110 条の規定にかかわらず、210 円の手数料を収受して、別に旅客運賃又は、料金を収受しないで、相当の団体乗車券の再交付をすることがある。ただし、再交付の請求をしたときにおいて、当該乗車券について既に旅客運賃、料金の払い戻しをしている場合を除く。

第４款　任意による旅行の取りやめ

第 113 条　旅行開始前の普通旅客運賃の払い戻し
旅客は、旅行開始前に、普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が入鋏前で、かつ、有効期間内であるときに限って、これを駅員配置駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払い戻しを請求することができる。この場合の、旅客は手数料として乗車券１枚につき 210 円を支払うものとする。ただし、不要となった乗車券が第 122 条の規定による場合は、手数料を必要としない。

第 114 条　使用開始前の定期旅客運賃、回数旅客運賃の払い戻し
前条の規定は、有効開始日前の定期乗車券、使用開始前の回数乗車券について準用する。ただし、払い戻し手数料は 210 円を支払うものとする。

第 115 条　旅行開始前の団体旅客運賃の払い戻し
旅容は旅行開始前に団体乗車券が不要となった場合は、始発駅出発時刻までにこれを駅員配置駅に差し出したときに限って、既に支払った団体旅客運賃の払い戻しを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券１枚につき 210 円（保証金を充当して発行したものについては、保証金の額）を支払うものとする。
２　団体旅客の人員が、旅行開始前に減少した場合で、請求があるときは、減少した人員に対し、前項の規定を準用して旅客運賃を払い戻しすることがある。

第 116 条　旅行開始後又は、使用開始後の旅客運賃の払い戻し
旅客は普通乗車券を使用して旅行を開始した後、旅行を中止した場合は、その乗車券が有効期間であるときは、これを駅員配置駅に差し出し、既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間の普通旅客運賃を差し引いた残額の払い戻しを請求することができる。この場合、旅客は手数料として乗車券１枚につき 210 円を支払うものとする。

第 117 条　不乗区間に対する旅客運賃の払い戻しをしない場合
旅客は、第 60 条の規定により乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から任意に旅行を開始し、

又は、同区間内の途中駅で下車した後に前途の駅から任意に乗車した場合の不乗区間について、旅客運賃の払い戻しを請求することができない。

第 118 条　定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払い戻し
旅客は、定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを定期乗車券を発売する駅に差し出して、既に支払った定期運賃から、使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払い戻しを請求することができる。この場合の、旅客は手数料として乗車券 1 枚につき 210 円を支払うものとする。
2　前項の計算については、払い戻し請求の当日は経過日数に算入し、また1箇月未満の経過日数は1箇月として計算する。
3　第 1 項の定期乗車券の経過日数に相当する定期旅客運賃は、次の各号によって計算する。
　(1)使用経過月数が1箇月又は、3 箇月のときは、各その月数に相当する定期旅客運賃
　(2)使用経過月数が 2 箇月のときは1箇月に相当する定期旅客運賃の 2 倍の額
　(3)使用経過月数が 4 箇月のときは、3 箇月と1箇月に相当する定期旅客運賃の合算額
　(4)使用経過月数が 5 箇月のときは、3 箇月と1箇月の 2 倍に相当する定期旅客運賃の合算額

第 118 条の 2　回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払い戻し
旅客は、回数乗車券の使用を開始した後、その回数乗車券の一部券片が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを回数乗車券を発売する駅に差し出して、既に支払った回数旅客運賃から、使用した回数乗車券の券片の数に発着区間の普通旅客運賃を乗じた額を差し引いた残額の払い戻しを請求することができる。
この場合、旅客は手数料として回数乗車券 1 枚につき 210 円を支払うものとする。

第 119 条　旅行中止による有効期間の延長及び旅客運賃の払い戻し
旅客は、旅行開始後、次の各号の 1 に該当する場合であって、かつ、その所持する乗車券が有効期間内であるときは、1 回に限って、乗車券を預けた日から有効期間を延長する事由がなくなった日の前日までの日数(30 日を限度とする)について、乗車券の有効期間の延長を請求し、又は、既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間の普通旅客運賃を差し引いた残額の払い戻しをその旅行を中止した駅に請求することができる。この場合、払い戻しを受ける旅客は、手数料として乗車券 1 枚につき 210 円を支払うものとする。
　(1)傷い疾病等によって旅行を中止したとき。
　(2)国会からの喚問その他これに類する行政権又は、司法権の発動によって旅行を中止したとき。
2　前項の規定による有効期間の延長の請求は、旅行開始前の乗車券についてもこれを準用する。
3　定期乗車券、回数乗車券、団体乗車券を使用する旅客は前 2 項の請求をすることができない。
4　旅客は、第 1 項及び第 2 項の規定により乗車券の有効期間の延長の取扱いを請求しようとする場合は、あらかじめ駅員配置駅に申し出て、その乗車券を駅員配置駅に預けるものとし、かつ、旅行を再び開始する際乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受けるものとする。この場合、旅客が第 1 項の規定により延長のできる期間を原有効期限に加算した有効期限内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。

第 120 条　傷い疾病等の場合の証明
旅客は、前条の規定により有効期間の延長又は、旅客運賃の払い戻しを請求する場合は、その原因が外傷等で一見してその事実が認定できる場合を除き、医師の診断書等これを証明するに足るものを呈示するものとする。

第 121 条　有効期間の延長及び旅客運賃の払い戻しの特例
発行当日限り有効の乗車券を所持する旅客は、当日最終の列車に乗りおくれた場合は、直ちに当該乗車券を駅員に呈示して有効期間の延長又は、旅客運賃の払い戻しを請求することができる。この場合は、その翌日まで有効期間の延長又は、手数料 210 円を収受して旅客運賃の払い戻しの取扱いをする。

第 5 款　運行不能及び遅延

第 122 条　列車等の運行不能、遅延の場合の取扱い方
旅客は旅行開始、又は、使用開始後に次の各号に該当する理由が発生した場合には、その理由発生以前に購入した乗車券について次の各号の 1 に該当する取扱いを選択のうえ、請求することができる。ただし、定期乗車券及び回数乗車券を使用する旅客は、無賃送還の取扱い（定期乗車券を除く）に限ってこれを請求することができる。

（1）列車等が運行不能となったとき。
ア　第 123 条に規定する旅行の中止及び旅客運賃の払い戻し
イ　第 124 条に規定する有効期限の延長
ウ　第 125 条に規定する無賃送還及び旅客運賃の払い戻し
エ　第 127 条に規定する不通区間の別途旅行及び旅客運賃の払い戻し
オ　第 128 条に規定する定期乗車券もしくは、回数乗車券の有効期間の延長又は、旅客運賃の払い戻し

（2）列車等が運行時刻より遅延し、着駅到着時刻に 2 時間以上遅延したとき。
ア　第 123 条に規定する旅行の中止及び旅客運賃の払い戻し
イ　第 124 条に規定する有効期間の延長
ウ　第 125 条に規定する無賃送還及び旅客運賃の払い戻し

（3）車両の故障その他会社の責任とする理由により旅客が旅行の用務を失ったと認められるとき
ア　第 123 条に規定する旅行の中止及び旅客運賃の払い戻し
イ　第 124 条に規定する有効期間の延長

2　旅客は旅行開始前に前項各号に定める事由が発生したため、事故発生前に購入した乗車券（定期乗車券及び回数券を除く）が不要となった場合は、その乗車券が有効期間内（前売の乗車券については、有効期間の開始前を含む）であるときに限って、これを駅員配置駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払い戻しを請求することができる

第 123 条　旅行中止による旅客運賃の払い戻し
運行不能の場合の旅行中止による旅客運賃の払い戻しは、旅行中止駅、着駅間に対する旅客運賃とする。但し、その乗車券が割引乗車券であるときは割引条件のいかんにかかわらず、当該割引の旅客運賃とする。

第 124 条　乗車券の有効期間延長の取扱い方
第 122 条第 1 項の規定による旅客が乗車券の有効期間の延長の取扱いを請求した場合は、次の各号の定めるところによる。
(1)旅客は乗車券の有効期間の延長を請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出て、その乗車券を駅に預けるものとする。この場合、延長する有効期間は次の期間とし、この期間を原有効期間に加算したものを当該乗車券の有効期間とする。
ア　第 122 条第 1 項第 1 号に定める事由の場合は、乗車券を預けた日から開通後 5 日以内において旅行を再び開始する日の前日までの日数
イ　第 122 条第 1 項第 2 号及び同項 3 号に定める事由のある場合は、1 日
(2)旅客は、旅行を再び開始する際、乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受け取るものとする
(3)旅客が第 1 号の規定による延長のできる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。

第 125 条　無賃送還の取扱い方
第 122 条第 1 項の規定による旅客が無貸送還の取扱いを請求した場合は、次の各号に定めるところによる。
(1)無賃送還は、その事実が発生した際使用していた乗車券の券片に表示された発駅までとする。
(2)無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。
(3)旅客が前各号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いをしない。
2　前項の無賃送還を行った場合は、既に収受した旅客運賃の全額の払い戻しをする。
3　第 1 項の無賃送還を行った場合、回数乗車券を使用する旅客は、当該券片をその後 1 回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。

第 126 条　旅客運賃の払い戻し駅
第 123 条、第 125 条により旅客運賃の払い戻しを受けようとする旅客は、駅員配置駅で旅客運賃の払い戻しの請求をするものとする。

第 127 条　不通区間の別途旅行の取扱い方
第 122 条の規定により列車等の運行不能のため不通となった区間を、旅客が社線によらないで別途に旅行し、乗車券の有効期間内に、前途の駅から乗車するときは、あらかじめ駅員に申し出て、不乗証明書の交付を受け、その証明書に記載された不乗区間に対する旅客運賃の払い戻しを請求することができる。

第 128 条　運行中止の場合の有効期間の延長又は、旅客運賃の払い戻し
定期乗車券又は、回数乗車券を使用する旅客は、列車等が運行休止のため、引き続き 5 日以上その乗車券を使用できなくなった場合は、その乗車券を駅に差し出して、相当日数の有効期間の延長を請求し、又は、次の各号に定める金額の払い戻しを請求することができる。

(1)定期乗車券

使用しない区間(2 区間以上ある場合は、その区間のキロ程を通算する)の原定期乗車券と同一の種類、期間による定期旅客運賃を次の日数(第 32 条第 2 項の規定により、端数となる日数を付加して発売したものにあっては、当該日数を加えた日数)で除し、その 1 円未満の端数を1円単位に切り上げた日割額に休止日数を乗じ、端数計算した額

ア　有効期間が 1 箇月のものにあっては、30 日
イ　有効期間が 3 箇月のものにあっては、90 日
ウ　有効期間が 6 箇月のものにあっては、180 日

(2)回数乗車券

回数旅客運賃に残余の券片数を乗じ、これを総片数で除して端数計算した額。

第 6 款　誤乗及び誤購入

第 129 条　誤乗区間の無賃送還
旅客(定期乗車券又は、回数乗車券を使用する旅客は除く)が、乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、駅員がその事実を認定したときは、その乗車券の有効期間であるときに限って、最近の列車等によってその誤乗区間について、無賃送還の取扱いをする。
2　前項の取扱いをする場合の誤乗区間については、別に旅客運賃を収受しない。

第 130 条　誤乗区間無賃送還の取扱い方
前項の規定による無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。
2　旅客が、無賃送還中途中駅に下車したときは、誤って乗車した区間及び既に送還した区間に対して、それぞれ普通旅客運賃を収受する。

第 131 条　乗車券の誤購入の場合の取扱い方
旅客が、誤ってその希望する乗車券と異なる乗車券を購入した場合で、その誤購入の事由が駅名の類似その他やむを得ないと認められ、かつ、駅員がその事由を認めたときは、正当な乗車券に変更の取扱いをする。
2　前項の場合は、既に収受した旅客運賃と正当な旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払い戻しをする。

第８章　入場券

第 132 条　入場券の発売
乗車以外の目的で乗降場に入場しようとする場合は、入場券を購入し、これを所持していなければならない。ただし、6 才以上の入場券所持者が随伴する 6 才未満のもの 2 人までについては、この限りでない。（この場合、入場者の年令区分については第 44 条を準用する）

第 133 条　入場券の料金
入場券の料金は次のとおりとする。
大人　　170 円
小児　　 90 円

第 134 条　入場券の効力
入場券は、発売駅で発売当日中に 1 人 1 回に限って、使用することができる。
2　入場券所持者は、列車等に立入ることができない。

第 135 条　入場券の無効となる場合
入場券は、次の各号に該当する場合は、無効として回収する。
　(1)券面表示事項のぬり消し、また改変して使用したとき。
　(2)指定の駅以外の駅で使用したとき。
　(3)大人が小児の入場券を使用したとき。
　(4)その他入場券を不正行為の手段として使用したとき。
2　前項の規定は、偽造の入場券を使用して入場した場合に準用する。

第 136 条　入場券の様式
入場券の様式は次のとおりとする。
　　【様式省略】

第 137 条　入場券の改札及び引渡し
入場券は入場の際に駅員に呈示して改札を受け、かつ、入鋏を受けるものとする。
2　入場券は、その使用を終えたときは、直ちに駅員に引渡すものとする。その効力を失った場合も同じ。

第 138 条　無札入場者
乗車以外の目的によって、入場券を所持しないで入場した場合、又は、第 135 条の規定により入場券を無効として回収した場合は、当該入場者から第 133 条の規定による入場料金を収受する。
2　前項の規定は、第 135 条第 1 項により偽造の入場券を回収した場合に準用する。

第 139 条　入場料金の払い戻し

第 6 条の規定により入場券の使用を制限し、また停止した場合は入場券を所持するものにあっては、入場料金の払い戻しをする。

2　前項による場合の外、入場料金の払い戻しはしない。

第９章　手回り品

第 140 条　手回り品及び持込み禁制品

旅客は、第 141 条又は、第 142 条に規定するところにより、その携行する手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の１に該当する物品は車内に持ち込むことができない。

（1）別表第３号に掲げるもの（以下「危険物」という）及び他の旅客に危害をおよぼすおそれがあるもの。

（2）暖炉及びこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く）

（3）死体

（4）動物（小数量の小鳥、小虫類、初生ひな及び魚介類で容器にいれたもの又は、第 142 条第２項の規定により持込みの承諾を受けた動物を除く）

（5）不潔又は、臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの。

（6）車両を破損するおそれがあるもの。

２　旅客が、手回り品中に危険物を収納している疑いがあるときは、その旅客の立合いを求め、手回り品の内容を点検することがある。

３　前項の規定により手回り品の点検を求めた場合、これに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。

第 141 条　無料手回り品

旅客は、次の各号の区分によりその携帯する物品を無料で室内に持ち込むことができる。ただし、長さ１メートルをこえる物品は、車内に持ち込むことができない。

（1）定期乗車券

最少の立方形の長さ、幅及び高さの和が、90 センチメートル程度のもので、その重量が 10 キログラム以内のもの１個。

（2）前号以外の乗車券を使用するとき

最少の立方形の長さ、幅及び高さの和が、90 センチメートル程度のものと 120 センチメートル程度のものそれぞれ１個、ただし、その総重量が 20 キログラムをこえないもの。

２　定期乗車券とその他の乗車券とを併用して旅行する場合は、その全乗車区間について、前項第２号に規定する範囲内のものを持ち込むことができる。

（注）旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘、つえ、ハンドバック、ベビーカー、ショルダーバック等は、第１項に規定する個数制限にかかわらずこれを車内に持ち込むことができる。

第 142 条　有料手回り品及び料金

旅客は、前条第１項に規定する制限をこえる物品であっても、次の号の１に該当するものは、持込区間、持込日その他持込みに関する必要事項を申し出たうえで会社の承諾を受け手回り品料金を支払って、これを車内に持込むことができる。

（1）巡回医療員又は、災害救助員が携帯するレントゲン機械及び医療器具類

（2）巡回映画員が携帯する映写機械類及び映画フィルム

（3）特殊法人自転車振興会の発行した選手登録証票を所持する者、又は、日本サイクリング協会の発行し

た会員証を所持する者が携帯する解体して帆布製の袋に収納した競輪用自転車又は、サイクリング用自転車

（4）その他会社が特に持込みを承諾したもの

2　旅客は、子犬、猫、はと、又は、これに類する小動物（猛獣及びへびの類を除く）であって、次の各号に該当するものは、前項の規定に準じて会社の承諾を受け、手回り品料金を支払って車内に持込むことができる。

（1）長さ 70 センチメートル以内、最少の立方形の長さ、幅及び高さの和が 90 センチメートル程度の容器に収納したもので、かつ、他の旅客に危害を及ぼさず、又は、迷惑をかけるおそれがないと認められるもの。

（2）容器に収納した重量が 10 キログラム以内のもの。

3　手回り品料金は、旅客の 1 回の乗車ごとに次の料金を支払うものとする。

1 個について　210 円

第 143 条　手回り品切符

第 142 条の規定により、手回り品料金を支払って、車内に持込む旅客に対しては、手回り品切符又は、これに代わる証票を交付する。

手回り品切符の様式は、次のとおりとする。

【様式省略】

第 144 条　手回り品の保管

手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。

第 10 章　遺失物の取扱い

第 145 条　遺失物の回送
遺失物が、傘、つえ、ハンドバック等の身の回り品の場合、大多喜駅で一定期間保管し、警察に拾得物として届出を行う。ただし、現金、貴重品を拾得した場合は、速やかに警察に届出を行う。
拾得物について、会社は、その物品に減失、破損等の損害が発生した場合でも、故意又は、重大な過失があるときを除いて、賠償の責任を負わない。

附則
この規則は、昭和 63 年 3 月 24 日から実施する。

別表

別表第１号　普通旅客運賃（大人）

普通旅客運賃（大人）

令和元年10月1日改定

（単位：円）

いすみ鉄道(株)

区	大原	西大原	上総東	新田野	国吉	上総中川	城見ヶ丘	大多喜	小谷松	東総元	久我原	総元	西畑	上総中野
西大原	190													
上総東	260	260												
新田野	330	260	190											
国吉	330	330	260	190										
上総中川	410	410	330	260	260									
城見ヶ丘	480	480	410	330	260	190								
大多喜	550	480	410	330	330	260	190							
小谷松	610	550	480	410	410	330	260	190						
東総元	610	550	480	480	410	330	260	260	190					
久我原	610	610	550	480	410	330	260	260	190	190				
総元	670	610	550	480	480	410	330	330	260	190	190			
西畑	730	670	610	550	550	480	410	410	330	260	260	190		
上総中野	730	730	670	610	550	480	410	410	330	330	260	260	190	

別表第１号　普通旅客運賃（小人）

普通旅客運賃（小人）

令和元年10月1日改定

（単位:円）

いすみ鉄道(株)

	大原	西大原	上総東	新田野	国吉	上総中川	城見ヶ丘	大多喜	小谷松	東総元	久我原	総元	西畑	上総中野
大原		100	130	170	170	210	240	280	310	310	310	340	370	370
西大原	100		130	130	170	210	240	240	280	280	310	310	340	370
上総東	130	130		100	130	170	210	210	240	240	280	280	310	340
新田野	170	130	100		100	130	170	170	210	240	240	240	280	310
国吉	170	170	130	100		130	130	170	210	210	210	240	280	280
上総中川	210	210	170	130	130		100	130	170	170	170	210	240	240
城見ヶ丘	240	240	210	170	130	100		100	130	130	130	170	210	210
大多喜	280	240	210	170	170	130	100		100	130	130	170	210	210
小谷松	310	280	240	210	210	170	130	100		100	100	130	170	170
東総元	310	280	240	240	210	170	130	130	100		100	100	130	130
久我原	310	310	280	240	210	170	130	130	100	100		100	130	130
総元	340	310	280	240	240	210	170	170	130	100	100		130	130
西畑	370	340	310	280	280	240	210	210	170	130	130	130		100
上総中野	370	370	340	310	280	240	210	210	170	170	130	130	100	

別表第１号　通勤定期旅客運賃（大人）

通勤定期旅客運賃　（大人）

令和元年10月1日改定

（単位：円）

いすみ鉄道（株）

		大原	西大原	上総東	新田野	国吉	上総中川	城見ヶ丘	大多喜	小谷松	東総元	久我原	総元	西畑	上総中野
大原															
西大原	1ヶ月	7,700													
	3ヶ月	21,950													
	6ヶ月	41,580													
上総東	1ヶ月	10,680	10,680												
	3ヶ月	30,440	30,440												
	6ヶ月	57,670	57,670												
新田野	1ヶ月	13,680	10,680	7,700											
	3ヶ月	38,990	30,440	21,950											
	6ヶ月	73,870	57,670	41,580											
国吉	1ヶ月	13,680	13,680	10,680	7,700										
	3ヶ月	38,990	38,990	30,440	21,950										
	6ヶ月	73,870	73,870	57,670	41,580										
上総中川	1ヶ月	16,670	16,670	13,680	10,680	10,680									
	3ヶ月	47,510	47,510	38,990	30,440	30,440									
	6ヶ月	90,020	90,020	73,870	57,670	57,670									
城見ヶ丘	1ヶ月	19,670	19,670	16,670	13,680	10,680	7,700								
	3ヶ月	56,060	56,060	47,510	38,990	30,440	21,950								
	6ヶ月	106,220	106,220	90,020	73,870	57,670	41,580								
大多喜	1ヶ月	22,230	19,670	16,670	13,680	13,680	10,680	7,700							
	3ヶ月	63,360	56,060	47,510	38,990	38,990	30,440	21,950							
	6ヶ月	120,040	106,220	90,020	73,870	73,870	57,670	41,580							
小谷松	1ヶ月	24,800	22,230	19,670	16,670	16,670	13,680	10,680	7,700						
	3ヶ月	70,680	63,360	56,060	47,510	47,510	38,990	30,440	21,950						
	6ヶ月	133,920	120,040	106,220	90,020	90,020	73,870	57,670	41,580						
東総元	1ヶ月	24,800	22,230	19,670	19,670	16,670	13,680	10,680	10,680	7,700					
	3ヶ月	70,680	63,360	56,060	56,060	47,510	38,990	30,440	30,440	21,950					
	6ヶ月	133,920	120,040	106,220	106,220	90,020	73,870	57,670	57,670	41,580					
久我原	1ヶ月	24,800	24,800	22,230	19,670	16,670	13,680	10,680	10,680	7,700	7,700				
	3ヶ月	70,680	70,680	63,360	56,060	47,510	38,990	30,440	30,440	21,950	21,950				
	6ヶ月	133,920	133,920	120,040	106,220	90,020	73,870	57,670	57,670	41,580	41,580				
総元	1ヶ月	27,370	24,800	22,230	19,670	19,670	16,670	13,680	13,680	10,680	7,700	7,700			
	3ヶ月	78,000	70,680	63,360	56,060	56,060	47,510	38,990	38,990	30,440	21,950	21,950			
	6ヶ月	147,800	133,920	120,040	106,220	106,220	90,020	73,870	73,870	57,670	41,580	41,580			
西畑	1ヶ月	29,920	27,370	24,800	22,230	22,230	19,670	16,670	16,670	13,680	10,680	10,680	7,700		
	3ヶ月	85,270	78,000	70,680	63,360	63,360	56,060	47,510	47,510	38,990	30,440	30,440	21,950		
	6ヶ月	161,570	147,800	133,920	120,040	120,040	106,220	90,020	90,020	73,870	57,670	57,670	41,580		
上総中野	1ヶ月	29,920	29,920	27,370	24,800	22,230	19,670	16,670	16,670	13,680	13,680	10,680	10,680	7,700	
	3ヶ月	85,270	85,270	78,000	70,680	63,360	56,060	47,510	47,510	38,990	38,990	30,440	30,440	21,950	
	6ヶ月	161,570	161,570	147,800	133,920	120,040	106,220	90,020	90,020	73,870	73,870	57,670	57,670	41,580	

別表第１号　通勤定期旅客運賃（小人）

通勤定期旅客運賃　（小人）

令和元年10月1日改定

（単位：円）

いすみ鉄道（株）

		大原	西大原	上総東	新田野	国吉	上総中川	城見ヶ丘	大多喜	小谷松	東総元	久我原	総元	西畑	上総中野
大原															
西大原	1ヶ月	3,850													
	3ヶ月	10,980													
	6ヶ月	20,790													
上総東	1ヶ月	5,340	5,340												
	3ヶ月	15,220	15,220												
	6ヶ月	28,840	28,840												
新田野	1ヶ月	6,840	5,340	3,850											
	3ヶ月	19,500	15,220	10,980											
	6ヶ月	36,940	28,840	20,790											
国吉	1ヶ月	6,840	6,840	5,340	3,850										
	3ヶ月	19,500	19,500	15,220	10,980										
	6ヶ月	36,940	36,940	28,840	20,790										
上総中川	1ヶ月	8,340	8,340	6,840	5,340	5,340									
	3ヶ月	23,760	23,760	19,500	15,220	15,220									
	6ヶ月	45,010	45,010	36,940	28,840	28,840									
城見ヶ丘	1ヶ月	9,840	9,840	8,340	6,840	5,340	3,850								
	3ヶ月	28,030	28,030	23,760	19,500	15,220	10,980								
	6ヶ月	53,110	53,110	45,010	36,940	28,840	20,790								
大多喜	1ヶ月	11,120	9,840	8,340	6,840	6,840	5,340	3,850							
	3ヶ月	31,680	28,030	23,760	19,500	19,500	15,220	10,980							
	6ヶ月	60,020	53,110	45,010	36,940	36,940	28,840	20,790							
小谷松	1ヶ月	12,400	11,120	9,840	8,340	8,340	6,840	5,340	3,850						
	3ヶ月	35,340	31,680	28,030	23,760	23,760	19,500	15,220	10,980						
	6ヶ月	66,960	60,020	53,110	45,010	45,010	36,940	28,840	20,790						
東総元	1ヶ月	12,400	11,120	9,840	9,840	8,340	6,840	5,340	5,340	3,850					
	3ヶ月	35,340	31,680	28,030	28,030	23,760	19,500	15,220	15,220	10,980					
	6ヶ月	66,960	60,020	53,110	53,110	45,010	36,940	28,840	28,840	20,790					
久我原	1ヶ月	12,400	12,400	11,120	9,840	8,340	6,840	5,340	5,340	3,850	3,850				
	3ヶ月	35,340	35,340	31,680	28,030	23,760	19,500	15,220	15,220	10,980	10,980				
	6ヶ月	66,960	66,960	60,020	53,110	45,010	36,940	28,840	28,840	20,790	20,790				
総元	1ヶ月	13,690	12,400	11,120	9,840	9,840	8,340	6,840	6,840	5,340	3,850	3,850			
	3ヶ月	39,000	35,340	31,680	28,030	28,030	23,760	19,500	19,500	15,220	10,980	10,980			
	6ヶ月	73,900	66,960	60,020	53,110	53,110	45,010	36,940	36,940	28,840	20,790	20,790			
西畑	1ヶ月	14,960	13,690	12,400	11,120	11,120	9,840	8,340	8,340	6,840	5,340	5,340	3,850		
	3ヶ月	42,640	39,000	35,340	31,680	31,680	28,030	23,760	23,760	19,500	15,220	15,220	10,980		
	6ヶ月	80,790	73,900	66,960	60,020	60,020	53,110	45,010	45,010	36,940	28,840	28,840	20,790		
上総中野	1ヶ月	14,960	14,960	13,690	12,400	11,120	9,840	8,340	8,340	6,840	6,840	5,340	5,340	3,850	
	3ヶ月	42,640	42,640	39,000	35,340	31,680	28,030	23,760	23,760	19,500	19,500	15,220	15,220	10,980	
	6ヶ月	80,790	80,790	73,900	66,960	60,020	53,110	45,010	45,010	36,940	36,940	28,840	28,840	20,790	

別表第１号　通学定期旅客運賃（大人）

通学定期旅客運賃　（大人）

令和元年10月1日改定

（単位：円）

いすみ鉄道（株）

		大原	西大原	上総東	新田野	国吉	上総中川	城見ヶ丘	大多喜	小谷松	東総元	久我原	総元	西畑	上総中野
大原															
西大原	1ヶ月	4,280													
	3ヶ月	12,200													
	6ヶ月	23,110													
上総東	1ヶ月	6,030	6,030												
	3ヶ月	17,190	17,190												
	6ヶ月	32,560	32,560												
新田野	1ヶ月	7,550	6,030	4,280											
	3ヶ月	21,520	17,190	12,200											
	6ヶ月	40,770	32,560	23,110											
国吉	1ヶ月	7,550	7,550	6,030	4,280										
	3ヶ月	21,520	21,520	17,190	12,200										
	6ヶ月	40,770	40,770	32,560	23,110										
上総中川	1ヶ月	9,050	9,050	7,550	6,030	6,030									
	3ヶ月	25,790	25,790	21,520	17,190	17,190									
	6ヶ月	48,870	48,870	40,770	32,560	32,560									
城見ヶ丘	1ヶ月	10,560	10,560	9,050	7,550	6,030	4,280								
	3ヶ月	30,100	30,100	25,790	21,520	17,190	12,200								
	6ヶ月	57,020	57,020	48,870	40,770	32,560	23,110								
大多喜	1ヶ月	11,810	10,560	9,050	7,550	7,550	6,030	4,280							
	3ヶ月	33,660	30,100	25,790	21,520	21,520	17,190	12,200							
	6ヶ月	63,770	57,020	48,870	40,770	40,770	32,560	23,110							
小谷松	1ヶ月	13,080	11,810	10,560	9,050	9,050	7,550	6,030	4,280						
	3ヶ月	37,280	33,660	30,100	25,790	25,790	21,520	17,190	12,200						
	6ヶ月	70,630	63,770	57,020	48,870	48,870	40,770	32,560	23,110						
東総元	1ヶ月	13,080	11,810	10,560	10,560	9,050	7,550	6,030	6,030	4,280					
	3ヶ月	37,280	33,660	30,100	30,100	25,790	21,520	17,190	17,190	12,200					
	6ヶ月	70,630	63,770	57,020	57,020	48,870	40,770	32,560	32,560	23,110					
久我原	1ヶ月	13,080	13,080	11,810	10,560	9,050	7,550	6,030	6,030	4,280	4,280				
	3ヶ月	37,280	37,280	33,660	30,100	25,790	21,520	17,190	17,190	12,200	12,200				
	6ヶ月	70,630	70,630	63,770	57,020	48,870	40,770	32,560	32,560	23,110	23,110				
総元	1ヶ月	14,330	13,080	11,810	10,560	10,560	9,050	7,550	7,550	6,030	4,280	4,280			
	3ヶ月	40,840	37,280	33,660	30,100	30,100	25,790	21,520	21,520	17,190	12,200	12,200			
	6ヶ月	77,380	70,630	63,770	57,020	57,020	48,870	40,770	40,770	32,560	23,110	23,110			
西畑	1ヶ月	15,590	14,330	13,080	11,810	11,810	10,560	9,050	9,050	7,550	6,030	6,030	4,280		
	3ヶ月	44,430	40,840	37,280	33,660	33,660	30,100	25,790	25,790	21,520	17,190	17,190	12,200		
	6ヶ月	84,190	77,380	70,630	63,770	63,770	57,020	48,870	48,870	40,770	32,560	32,560	23,110		
上総中野	1ヶ月	15,590	15,590	14,330	13,080	11,810	10,560	9,050	9,050	7,550	7,550	6,030	6,030	4,280	
	3ヶ月	44,430	44,430	40,840	37,280	33,660	30,100	25,790	25,790	21,520	21,520	17,190	17,190	12,200	
	6ヶ月	84,190	84,190	77,380	70,630	63,770	57,020	48,870	48,870	40,770	40,770	32,560	32,560	23,110	

別表第１号　通学定期旅客運賃（小人）

通学定期旅客運賃　（小人）

令和元年10月1日改定

（単位：円）

いすみ鉄道（株）

		大原	西大原	上総東	新田野	国吉	上総中川	城見ヶ丘	大多喜	小谷松	東総元	久我原	総元	西畑	上総中野
大原															
西大原	1ヶ月	2,140													
	3ヶ月	6,100													
	6ヶ月	11,560													
上総東	1ヶ月	3,020	3,020												
	3ヶ月	8,600	8,600												
	6ヶ月	16,280	16,280												
新田野	1ヶ月	3,780	3,020	2,140											
	3ヶ月	10,760	8,600	6,100											
	6ヶ月	20,390	16,280	11,560											
国吉	1ヶ月	3,780	3,780	3,020	2,140										
	3ヶ月	10,760	10,760	8,600	6,100										
	6ヶ月	20,390	20,390	16,280	11,560										
上総中川	1ヶ月	4,530	4,530	3,780	3,020	3,020									
	3ヶ月	12,900	12,900	10,760	8,600	8,600									
	6ヶ月	24,440	24,440	20,390	16,280	16,280									
城見ヶ丘	1ヶ月	5,280	5,280	4,530	3,780	3,020	2,140								
	3ヶ月	15,050	15,050	12,900	10,760	8,600	6,100								
	6ヶ月	28,510	28,510	24,440	20,390	16,280	11,560								
大多喜	1ヶ月	5,910	5,280	4,530	3,780	3,780	3,020	2,140							
	3ヶ月	16,830	15,050	12,900	10,760	10,760	8,600	6,100							
	6ヶ月	31,890	28,510	24,440	20,390	20,390	16,280	11,560							
小谷松	1ヶ月	6,540	5,910	5,280	4,530	4,530	3,780	3,020	2,140						
	3ヶ月	18,640	16,830	15,050	12,900	12,900	10,760	8,600	6,100						
	6ヶ月	35,320	31,890	28,510	24,440	24,440	20,390	16,280	11,560						
東総元	1ヶ月	6,540	5,910	5,280	5,280	4,530	3,780	3,020	3,020	2,140					
	3ヶ月	18,640	16,830	15,050	15,050	12,900	10,760	8,600	8,600	6,100					
	6ヶ月	35,320	31,890	28,510	28,510	24,440	20,390	16,280	16,280	11,560					
久我原	1ヶ月	6,540	6,540	5,910	5,280	4,530	3,780	3,020	3,020	2,140	2,140				
	3ヶ月	18,640	18,640	16,830	15,050	12,900	10,760	8,600	8,600	6,100	6,100				
	6ヶ月	35,320	35,320	31,890	28,510	24,440	20,390	16,280	16,280	11,560	11,560				
総元	1ヶ月	7,170	6,540	5,910	5,280	5,280	4,530	3,780	3,780	3,020	2,140	2,140			
	3ヶ月	20,420	18,640	16,830	15,050	15,050	12,900	10,760	10,760	8,600	6,100	6,100			
	6ヶ月	38,690	35,320	31,890	28,510	28,510	24,440	20,390	20,390	16,280	11,560	11,560			
西畑	1ヶ月	7,800	7,170	6,540	5,910	5,910	5,280	4,530	4,530	3,780	3,020	3,020	2,140		
	3ヶ月	22,220	20,420	18,640	16,830	16,830	15,050	12,900	12,900	10,760	8,600	8,600	6,100		
	6ヶ月	42,100	38,690	35,320	31,890	31,890	28,510	24,440	24,440	20,390	16,280	16,280	11,560		
上総中野	1ヶ月	7,800	7,800	7,170	6,540	5,910	5,280	4,530	4,530	3,780	3,780	3,020	3,020	2,140	
	3ヶ月	22,220	22,220	20,420	18,640	16,830	15,050	12,900	12,900	10,760	10,760	8,600	8,600	6,100	
	6ヶ月	42,100	42,100	38,690	35,320	31,890	28,510	24,440	24,440	20,390	20,390	16,280	16,280	11,560	

別表第２号　運輸に関する料金

種別	制度		料金	適用
普通乗車券	(1)再徴した乗車券の払い戻し手数料 (2)旅行開始前の乗車券払い戻し手数料 (3)旅行中止による乗車券払い戻し手数料	1 枚につき 1 枚につき 1 枚につき	210 円	
定期乗車券	(1)種類変更手数料(再徴の場合、払い戻しの場合) (2)区間変更手数料 (3)使用開始前払い戻し (4)使用開始後払い戻し	1 枚につき 1 回につき 1 枚につき 1 枚につき	210 円	
回数乗車券	(1)使用開始前払い戻し (2)使用開始後払い戻し	1 枚につき 1 枚につき	210 円	
団体乗車券	(1)旅行開始前払い戻し手数料 (2)人員減少による払い戻し手数料 (3)紛失再発行手数料	1 枚につき 1 枚につき 1 枚につき	210 円	
入場券		大人 小児	170 円 90 円	
急行券		大人 小児	300 円 150 円	
手回品持込料		1 個につき	210 円	

別表第３号　危険品

品目番号	危険品の項目		適用除外の物品
1	火薬類	(1)火薬 イ黒色火薬、そ他硝酸塩を主とする火薬ロ無煙火薬、そ他硝酸エステルを主とする火薬 ハ過塩素酸塩を主とする火薬 (2)爆薬 イ雷こう、そ他起爆薬 ロ硝安爆薬 ハ塩素酸カリ爆薬 ニカーリツト ホそ他硝酸塩、塩素酸塩又は、過塩素酸塩を主とする爆薬 ヘ硝酸エステル トダイナマイト類 チニトロ化合物とこれを主とする爆薬(3)火工品 雷管、実包、空包、信管、火管、導爆線、雷管又は、火管付薬きよう、火薬又は、爆薬を装てんした弾丸類、星火を発する榴弾、救命索発射器用ロケツト、そ他火工品	次各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1)銃用火薬で、容器・荷造とも重量が１キログラム以内のもの (2)振動・衝撃等によって発火するおそれない容器に収納した、銃用雷管又は、銃用雷管付薬きようで 400 個以内のもの (3)銃用実包又は、銃用空包で、弾帯又は、薬ごうにそう入し、又は、振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した 200 個以内のもの。

2	高圧ガス	(1)圧縮ガス アセチレンガス、天然ガス、水素ガス、硫化水素ガス、一酸化炭素ガス、石炭ガス、水性ガス、空気ガス、アンモニアガス、塩素ガス、酸素ガス、窒素ガス、炭酸ガス（二酸化炭素）、亜酸化窒素ガス（笑気ガス）、ホスゲンガス、オゾン、ヘリウム、アルゴン、ネオンガス、そ他圧縮ガス及びそ製品 (2)液化ガス 液体空気、液体窒素、液体酸素、液体アンモニア、液体塩素、液化プロパン、液体炭酸、液体亜硫酸、フレオン－12　、フレオン－2　2　、液化シアン化水素（液体青酸）、塩化エチル、塩化メチル（メチルクロライド）、液化酸化エチレン、塩化ビニルモノマ、液体メタン、その他の液化ガス	次各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1)医療用又は、携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで 2 本以内のもの (2)消火器内に封入した炭酸ガスで 2 本以内のもの (3)日常の用途に使用する小売店業で通常購入可能な高圧ガスを含む製品で、2 リットル以内のもの又は、容器・荷造とも の重量が 2 キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
3	マッチと軽火工品	(1)マッチ 安全マッチ、硫化リンマッチ、黄リンマッチ (2)軽火工品 導火線、電気導火線、信号えん管、信号火せん、発煙信号かん（発煙筒を含む。）、発煙剤、煙火、がん具煙火、競技用紙雷管（大形紙雷管を含む。）、がん具用軽火工品、始動薬、冷始動薬（始動栓、発火薬又は、着火器ともいう。）、冷始動発熱筒、始発筒そ他軽火工品	次各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1)安全マッチで、容器・荷造とも重量が 3 キログラム以内のもの (2)導火線又は、電気導火線で、容器・荷造とも重量が 3 キログラム以内のもの (3)がん具煙火、競技用紙雷管及びそ他がん具用軽火工品で、容器・荷造とも重量が 1 キログラム以内のもの (4)信号えん管及び信号火せんで実重量が 500 グラム以内のもの (5)始動薬、冷始動薬、冷始動発熱筒及び始発筒で、容器・荷造とも重量が 3 キログラム以内のもの 容器・荷造とも重量が 5 キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。

4	油紙、油布類	(1)油紙、油布とその製品 (2)擬ウールじゆうとその製品 (3)動植物油脂ろうを含有するその他動植物性繊維	容器・荷造とも重量が 5 キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
5	可燃性液体	(1)鉱油原油、揮発油、ソルベントナフタ、コールタール軽油、ベンゼン(ベンゾール)、トルエン(トルオール)、キシレン(キシロール又は、ザイロール)、メタル(メチルアルコール又は、木精)、アルコール(変性アルコールを含む)、アセトン、二硫化炭素、酢酸ビニルモノマ、エーテル、コロジオン、クロロシラン、アセトアルデヒド、パラアルデヒド、ジエチルアルミニウム、モクロライド、モメチルアミン、トリメチルアミンの水溶液、ジメチルアミン、ピリジン、酢酸アミン、酢酸エチル、酢酸メチル、義酸エチル、プロピルアルコール、ビニルメチルエーテル、臭化エチル(エチルブロマイド)、酢酸ブチル、アルミアルコール、ブタノール(ブチルアルコール)、フーゼル油、松根油、テレビン油(松精油)、灯油(石油)、軽油(ガス油)、重油(バンカー油、デイーゼル重油)、ペンキ、その他可燃性液体及びその製品 (2)ニトロベンゼン(ニトロベンゾール) (3)ニトロトルエン(ニトロトルオール)	(1)ペンキであって密封した 1 個の重量が 10 キログラム以内のものは手回り品として車内に持ち込むことができる。 (2)可燃性液体(ペンキ)、ニトロベンゼン(ニトロベンゾール)、ニトロトルエン(ニトロトリオールを除く)、及びその製品で、次に掲げるものは手回り品として車内に持ち込むことができる。 容器・荷造とも重量が 3 キログラム以内のもので、適当な方法で保護してあるものに限る
6	可燃性固体	金属カリウム、金属ナトリウム(金属ソーダ)、カリウムアマルガム、ナトリウムアマルガム、マグネシウム(粉状、箔状又は、ひも状もに限る)、アルミニウム粉、黄リン、硫化リン、ニトロセルローズ、硝石(硝酸カリウム)、硝酸アンモニウム(硝酸アンモン又は、硝安)、ピクリン酸、ジニトロベンゼン、ジニトロナフタリン、ジニトロトリエン、ジニトロフエノール、その他の可燃性固体及びその製品	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性固体を含む製品で、容器・荷造ともの重量が 2 キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。

7	吸湿発熱物	ハイドロサルハイト、生石灰（酸化カルシウム）、低温焼成ドロマイト、リン化カルシウム、カーバイド（炭化カルシウム）	乾燥した状態カーバイドで、破損するおそれない容器に密閉した 1 個重量が 20 キログラム以内もは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
8	酸類	（1）強酸類硝酸、硫酸、塩酸、塩化スルホン酸（塩化スルフリルを含む。）、沸化水素酸 （2）薬液を入れた鉛蓄電池	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 （1）酸類で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造した 0.5 リットル以内のもの。 （2）薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、かつ、端子が外部に露出しないように荷造したもの。
9	酸化腐しよく剤	塩素酸カリウム、塩素酸バリウム（塩酸バリウム）、塩素酸ナトリウム（塩素酸ソーダ）、過塩素酸アンモニウム（過塩素酸アンモン）、塩化リン、過酸化ナトリウム（過酸化ソーダ）、過酸化バリウム、晒粉、臭素（ブロム）、塩素酸カルシウム、塩素酸銅、塩素酸ストロンチウム、過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過酸化亜鉛、過酸化カルシウム、過酸化マグネシウム、過酸化アンモニウム、過硫酸カリウム、過硫酸ナトリウム、臭化ベンジル、青臭化ベンジル、塩化アセトフエノン（クロルアセトフエノン）、ジニトロソレゾルシン鉛、パラトルオールスロホクロリツト、四塩化チタン、三酸化クローム（無水クロム酸）、過酸化ベンゾイル、シリコンAC87、その他酸化腐しよく剤及びその製品 （2）自動車線区間においては、前号の外、水酸化ナトリウム（苛性ソーダ）、水酸化カリウム（苛性カリ）及び過酸化水素を危険品とする	次に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 （1） 酸化腐しよく剤で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造した 0.5 リットル以内のもの （2） 晒粉及び酸化腐しよく剤製品で、容器・荷造とも重量が 3 キログラム以内のもの

10	揮散性毒物	硫酸ジメチル(ジメチル硫酸)、フエロシリコン、塩化硫黄、クロルピクリン、四エチル鉛、クロロホルム、ホルマリン、メチルクロライド、液体青酸、その他の揮散性毒物	次に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1)クロロホルム、ホルマリン及び液体青酸で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造した 0.5 リットル以内のもの (2)揮散性毒物うち試薬として用いるもで、容器・荷造ともの重量が 3 キログラム以内のもの
11	放射性物質	核燃料物質、放射性同位元素(ラジオ・アイソトープ)	
12	セルロイド類	セルロイド素地、セルロイドくず、セルロイド製品及び同半成品	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能なセルロイド製品で、実重量が 300 グラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
13	農薬	銅剤、水銀剤、硫黄剤、ホルマリン剤、ジネブ剤、石灰剤、砒素剤、除虫菊剤、ニコチン剤、デリス剤、BHC 剤、DDT 剤、アルカリ剤、鉱油剤、クロールデン剤、燐剤、浮塵子駆除油剤、DN 剤、燻蒸剤、殺鼠剤、除草剤、展着剤	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1)農薬取締法(昭和 23 年法律 82 号)の適用を受けないもの (2)拡散用高圧容器に封入した農薬で 2 本以内のもの

備考　この表において、「実重量が何グラム以内」の例により表示された重量は、そ内容物実重量を示すもので、容器・荷造等重量は含まない。

別表第４号　急行券取扱い要領

旅客営業規則第 55 条の 2 第項の規定による急行券の取扱いは次のとおりとする。

1. 乗車券の種類	急行券
2. 発売期間	平成 23 年 4 月 29 日より通年　但し、土曜日、日曜日、祝日限定とする
3. 設定期間	平成 23 年 4 月 29 日より通年　但し、土曜日、日曜日、祝日限定とする
4. 発売箇所	いすみ鉄道株式会社　大多喜駅、大原駅
5. 発売時間	ご利用時間 1 時間前から発売
6. 料金の設定	大人　　300 円 小人　　150 円
7. 発売部数	制限なし
8. 乗車券の効力	いすみ鉄道株式会社線内発売日から 2 日間有効 乗車列車 1 回限り有効
9. 急行券の様式	省略
10.払い戻し	使用開始日前で有効期限内、払い戻し手数料を収受し払い戻し
11.払い戻し料金	1 枚につき　210 円
12.急行列車に乗り遅れた場合の払い戻し	有効期限内であれば使用できる
13.身体障碍者割引・被救護者・知的障害者割引	割引適用しない